

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成29年6月7日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成29年第2回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成29年6月7日(水) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(板倉 香君) おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(板倉 香君) 初めに、8番黒木のぶ子君。

[8番黒木のぶ子君登壇]

○8番(黒木のぶ子君) 皆様、改めましておはようございます。一般質問も2日目の最初の質問者となります。会派は市民クラブ、民進党の黒木のぶ子です。どうぞよろしく願いいたします。

まず、最初の質問といたしまして、高齢でひとり暮らしをしている方々への支援についてです。

牛久の場合ベッドタウンとして形成されたまちなので、当然の数字かとは思いますが、毎年8月1日前後に高齢福祉課から情報提供されております高齢独居者数を見ますと、平成25年には1,613人、26年には1,734人、27年には1,936人、28年には2,033人と確実に増加しており、26年から27年の1年間で約200人もふえたときもあります。

こうした中、一口に高齢者のひとり暮らしといいましても、置かれた境遇はさまざまで、突然の病気やけがなどの際には、通常、昼夜1人で生活していても、すぐに駆けつけてくれる子供や、近くに親戚がおられる場合には何の問題もないわけですが、子供も親戚も遠方に住んでいたりと、孤立無援だったり、また、できる限り介護サービスは利用せず、自立した生活を送っている高齢のひとり暮らしの方々もおるわけです。そのような方々は、異口同音、今の医療行政は長期入院を減らすため、早期退院をさせられ、在宅での養生をしなければならなくなったときなど、とても心配で不安だとの声が多くあるわけです。

このような場合の在宅医療の支援については、牛久市はどのようになっているのか。

また、日々の暮らしの中でさまざまな困り事が発生したときなどの生活支援等についての現状、そして、日々元気だったが、けがや病気の影響から介護サービスを受けなければならない状況となった場合、認定されるまでの期間の支援、そして地域の民生委員の方々が高齢のひとり暮らしの方への見守り活動や安否確認の仕方について、これら全て含めながらの支援をどのようにしているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

高齢独居者に対する支援のうち、在宅医療での支援につきましては、独居者で日常生活が不十分な状態で退院となり、自宅での生活を余儀なくされる場合、通院が困難な場合は、訪問看護や訪問診療等を介護保険サービスまたは医療サービスで受けることができます。しかし、専門的な医療や夜間対応が必要なケースにつきましては、支援体制として確立しておらず、それらを含めて地域包括ケアシステムの在宅医療介護連携事業として支援体制を整備していくよう今後医師会等と連携していく予定であります。

次に、生活支援サービスにつきましては、対象者の状態に応じて介護保険サービスの利用につながることができますが、入院等で一時的に体力が落ちているなどの場合は、介護認定が受けられないこともあり、その場合には、日常生活支援総合事業でのホームヘルプサービスや社会福祉協議会で実施しているふれあいサービス等の利用を検討いたします。また、独居者の場合、体力が回復するまでの期間、配食サービスを利用することも可能であり、対象者の状態に応じた支援を考えております。

また、介護保険サービスまでの認定の支援につきましては、独居者で日常生活に支障を来しており、サービスが必要な方で、家族の支援が受けられない方につきましては、地域包括支援センターが依頼を受け、対象者を訪問し、認定の代行申請や認定を受けるまでの支援を行うことができます。また、窓口に来られない方は、高齢者あんしん電話を利用して気軽に御相談いただくことができます。

介護認定を受けるほどではないが日常生活に助けを必要とする方に関しましては、チェックリストによる事業対象者としてホームヘルプサービス等の生活支援サービスを受けることができます。

しかしながら、生活に密着した市独自の生活支援サービスにつきましては、種類も少なく、思うように利用が進んでいないのが実情でありますので、今年度から開始されます生活支援体制整備事業の協議体の中で検討してまいりたいと考えております。

また、民生委員との協働ということでお答えいたします。

民生委員児童委員には、先ほど御質問にもありましたが、毎年度当初にひとり暮らし高齢者

調査をお願いし、その実態把握に努めているところであります。

また、高齢者、障害者など、援護を必要とする要援護者の見守り活動を行っていただくとともに、要援護者台帳への新規登録及び変更の報告をいただいているところであります。

今後におきましても、長田議員に答弁しましたとおり、民生委員児童委員の業務の負担軽減を図りながら、ひとり暮らしの高齢者だけではなく、支援を必要とする方に対して、市、民生委員児童委員、地域包括支援センターなど、関係機関が連携しながら対応してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 今御答弁いただきまして、さまざまな支援の中で、独居高齢者の支援をしているということなんですけれども、どのときにどの制度を使うかということがなかなか高齢者の方たちには周知されていないのが現状かと思うんですね。そういう場合に、やはり一人でも不幸な状態に陥らないためには、やはり情報の提供が最重要かと思いますが、今後、その情報の提供を高齢者の方々にどのようにしていくのか、全て地域包括センターに任せて、地域包括センターからの橋渡しということで、高齢者の支援に携わっていくのか、その辺につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 情報の提供ということでお答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、民生委員児童委員におかれましては、各地区の独居高齢者などの見守りを行っていただいております、その相談に乗っていただいているところで。民生委員さんから情報をいただいた場合には、地域包括支援センターなどがその対応をしていくことになります。独居高齢者の方、情報が届きにくい状況があると思いますが、今後、民生委員児童委員の皆さん、また、地域包括支援センター等が協力しながら、必要な支援を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 今、担当課のほうで切れ目のないような高齢者に対する支援をしている結果、そんなに不幸な目に遭わないということではありますが、田宮行政区の場合、6人の孤独死ができたということも漏れ聞いておりますので、民生委員の方大変御苦労ではありますが、受け持ち地域の高齢者のひとり暮らしの方の身体等の病気、また、境遇、環境の状況など、しっかりと把握された上でピックアップをし、支援する人、または1日1回の電話で安否確認等を行うというような、そのようなことをしていかないと、先ほど申しあげましたように、どんどん独居高齢者がふえている中で、その中の何人かは一人で死んでいかなければならなくなり、夏場などは3日以上そのまま放置された状態ですと、大変隣近所に迷惑がかかる

というような状況でもありますので、1日1回の電話を民生委員がするというようなことにつきましては、どのような御所見をされるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

今、民生委員の業務として、1日1回電話をしたりということで御質問でございますが、現在、民生委員児童委員を取り巻く状況といたしましては、市民が直面する生活課題、諸課題の相談役としての活動について、家族や社会情勢の多様化により、年々相談内容が深刻化しており、また、障害者、高齢者の見守り、児童虐待など、業務内容がふえてきております。そのような中で、昨日長田議員に答弁いたしました、業務について今、見直しを行い、どのような業務を今後行っていただくかというものを検討しているところでございます。地域の皆さんを支えるためには、市、地域包括支援センター、民生委員児童委員の皆さんなど、地域の皆さんの協力が必要と考えますので、今後その民生委員児童委員さんの業務につきましては、適正な業務内容となるよう検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 先ほどの質問は、要するに通常の定期的な訪問とあわせて、高齢者の独居者に対して1日1回必ず電話するというような考えはあるか、ないかということでございますが、この件に関しまして再度質問いたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

民生委員さんの活動状況としては、基本的には地区内を、要支援者の見守りの活動を行っていただくということで、また、相談に応じていただくということがあると思います。電話等につきましては、現状でも必要に応じて行っていると思いますが、今後、先ほども答弁いたしましたとおり、民生委員さんとしてどこまでその支援を行うものが適正かということを検討しながら、その電話の件も含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） それと、高齢者によっては、要援護者台帳に載せたがらない人がいる、というのは、個人情報保護の壁があって、そうした方たちの支援は、現在牛久市はどのようにしているのか、ちょっとその辺につきましてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

要援護者台帳につきましては、今お話ありました個人情報の関係がありますので、基本的には申し出によって登録されることとなります。ただ、地区の中で民生委員さんが把握している

状態によって、登録していない方についても、支援が漏れないような形で支援していく必要があると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） それで安心しました。地域の民生委員の人たちが要援護者台帳に載っていないけれども、やはり地域のことは十分に民生委員児童委員の方たちは把握しているわけですから、その辺についてはぜひ見守りをさせていただければと思います。

2番目の質問といたしまして、牛久沼散策ロード周辺環境の整備についてであります。

既に牛久沼沿いにヘルスロードの一つとして、またかっぱの小径として名称は適宜、適切に呼ばれ、使用されているようですが、とてもすてきな場所として整備されているようです。

今回、この散策路の沿道にさらなる付加価値をつけるために、季節を通して花々を楽しめるような環境づくりについて質問したいと思います。

過日、2016年から2020年までの牛久市の第3次総合計画が配布されましたが、そのサブタイトルにもありますように、美しい水辺と緑の自然に恵まれた環境であります。そこへの牛久沼散策路は水と緑が調和し、時には日本の名峰富士山や筑波山を見ることができるとのこと。そんな場所に花が加われば、水辺に美しく映え、また一段とすばらしい景観になるかと思えます。そうすることで訪れる人も多くなり、すばらしい観光名所となると考えるところで

す。では、どのような花を植えればよいかといいますと、具体例として提案させていただきますが、日本人の大好きな桜、河津桜等が適当ではないかと考えます。この河津桜は、2月下旬ごろ開花するため、春を待つ人々の心を強く引きつけるためだと思いますが、伊豆の河津町の河津桜の開花時にはすごい観光者が訪れるという実績もあります。

私も三度ほど行っておりますが、沿道にはすき間がないぐらいの出店があり、地場産品が売られておりました。当然、観光者は爆買いをしており、そのような状況を見ますと、花の持つ力がどれほどかと感心させられました。

そのような理由から、河津桜、そしてまた桜はすぐに散ることから、散策路に切れ目のない花として適切かと思われるのがアジサイです。アジサイは開花期が6月ごろで、8月ごろまで咲き続けます。美しい花につられてより多くの市民が訪れることになれば、健康増進にもつながり、また、外からの観光者も訪れ、雲魚亭を初め周辺の歴史文化資源の知名度も増大すると考えられます。執行部の御所見をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久沼周辺の環境整備につきましては、平成21年度から平成25年度にかけて、散策路牛久沼かっぱの小径の整備を初め、アヤマ園の拡張、アヤマ園トイレ改築

や駐車場の整備、牛久城址散策路の整備、さらには観光案内看板を設置するなど、よりわかりやすく案内することができるようになりました。このように一体的な整備により、牛久の周辺に点在する歴史的にも重要な施設である河童の碑や雲魚亭、牛久城址、アヤメ園など、散策しながらめぐれるよう、回遊性を生み出すことができました。この牛久沼周辺をめぐるコースは、2時間で気軽に歩ける散歩道として「いばらきヘルスロード」にも登録されており、健康増進や憩いの場所として多くの市民に親しまれています。毎年開催されております牛久健康ウォークや民間団体によるノルディックウォークのコースにも選ばれ、多くの方々に利用されております。

また、アヤメ園では、アヤメやハナショウブだけではなく、アジサイ、藤、彼岸花、オニバス、萩、桜など、春から秋にかけてさまざまな花々が楽しめるよう、アヤメ園の維持管理を委託するNPO法人「うしく里山の会」が専門的な見地から整備しているところでございます。来園者もこの数年、年間約1万人を超え、見ごろの時期には大型バスで来園する方もいらっしゃいます。

御質問の四季を通した草花が楽しめる環境の整備についてでございますが、牛久沼のかっぱの小径は、湿地帯で段差があることから、植えられる草花に限られるため、適した場所がないか専門家のアドバイスを求め、維持管理経費も考慮しつつ検討してまいります。あわせて、休憩できるベンチについても検討いたします。

牛久沼周辺の6市による広域的に牛久沼周辺整備を進めていく協議が始まることになっておりますので、広域連携の観点からも一体的な整備により牛久沼周辺が観光拠点となるよう取り組んでまいります。

昨日も柳井議員さんの答弁にも答える準備ができていたんですが、この地は文化芸術の中心的地になっておりますので、今後も多くの方々に楽しみながら散策していけるよう環境づくりに努めてまいります。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいま市長のほうから大変心強い答弁をいただきました。本当にアヤメ園を起点といたしまして、散策路としてちょうどいい1キロメートル、そしてまた「茨城観光100選」にも選ばれているとのこと、観光地化することの素地は整っておるのですが、先ほど私が申し上げましたような河津桜、そしてアジサイ、そういうものをぜひその1キロの散策路の沿道に植えていただければ大変ありがたく思うわけです。

花というのは、ひたち海浜公園のネモフィラで代表されますように、連休のときには1日に10万人も来訪したと言われますし、足利の藤、それもすごい人出であるというふう聞いております。

そういう中で、やはり余り手間暇のかからない樹木というか、花木を植えていかなければ、今草花というのは大変毎年、毎年、植えたり、その周辺の草をとるとというのが大変手間暇がかかりまして、そのため、やはりコストも当然かかってまいりますので、ぜひ、先ほど申しましたように、河津桜、そうしますと、やはり成長するまでの月日というものを要するわけですから、早目の実施が必要だというふうに考えるところですが、今いろいろ大きなプロジェクトをしております、予算のかかることばかりなので、早目の植栽をというのは市長に対して酷でございますが、やはりいつごろということを聞いておかないと、今申しましたように、木は育つまで何年かの時期を要しますので、その辺につきましてどのようにお考えであるかお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長山岡康秀君。

○環境経済部長（山岡康秀君） それでは、再度の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃる河津桜、これも大変私どもにとっても早咲きの桜、きれいで、桜を待っている間にその桜が咲くということは、大変景色もよく、観光客増進には欠かせないものかと思えます。ただ、今現在、桜の咲いております散策路がありますが、これ自体が23年から24年にかけてさくらの会の御協力のもと植えつけました。この反対側ということになりますけれども、反対側ですね、散策道の、違いますか、真ん前の、のり面のほうですよ……、ちょっと勘違いしまして、あの反対側のところは、田んぼ等湿地帯になっておりますので、桜というのは大変難しいかと思えます。いろんな草花、アジサイとかも出ましたけれども、これも先ほど市長のほうからも御答弁ありましたとおり、専門的な見地から専門家と相談しながら、これは進めていきたいという形で思っております。

また、桜の、議員おっしゃったように、山側ということになりますと、大変あそこは急勾配で、結局上からの光が入らないということがありまして、桜の木自体も当然私ども素人目でははっきりしたことはこの場で申せませんが、当然専門家の意見を聞いた上での話で、その話も検討していくという形になると思っておりますので、今後も見守りをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） あそこは、今部長がおっしゃったように、皆さんからの有志で、ソメイヨシノが山側ののり面のほうに植栽されて、もう五、六年で、結構な木の大きさとなっているわけですが、やはり、今部長がおっしゃるように、反対側ですと牛久沼の湖面に近いような状況なので、いろんな環境、雨が降ったときに水が出て、なかなか植えた木がだめになってしまうというような、そういう条件もありますので、やはり山側、この間実際見てまいりましたけれども、全部ソメイヨシノが植わっているわけではなく、部分的にしか植わってお

りません。ですから、アヤメ園のあの周辺からずっと山側に向かって、やはり何本かでは意味がないんです。やはり圧巻ということで、皆さんが訪れてみたいというような気持ちになるのは、ずっとその沿道にたくさん咲くというようなことでなければ、なかなか人の足は向かないと思います。それで、あそこの龍ヶ崎の周辺のところまで、山側ののり面に対してずっと1キロメートルぐらいの河津桜があれば、伊豆の河津町の河津桜よりもすばらしい景観を醸し出すことができるというふうに私は思います。

そして、その下ですね、木の下の方にアジサイというようなものを植えれば、アジサイというのは日が当たらなくても木は育ちますし、花は咲きます。というような状況でありますから、そのようなことをぜひ考えていただければというふうに思うわけです。

湖面のほうに対しても、やはり両側から咲くということはすばらしいことですが、やはり湖面に適した花というものがあると思います。ただ、いろいろ調べてみますと、ネックと考えるのは、あそこののり面のところが緑地保全地域ということで指定されておりますので、その河津桜が大きくなり、緑地保全がどのような状況になるということを考えたときに、法的な縛りはどのようになっていくのかというのがちょっと心配かなというふうに考えておりますが、わかれば、そこの緑地保全区域の指定と法的な縛りについて、ぜひお聞かせいただければと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 御質問にお答えいたします。

牛久沼近郊緑地保全区域の御質問だと認識しております。今現在、水際線からある一定規模につきまして、緑地保全、水際線保全という意味で既に指定されてございます。今後、その木を例えば伐採させていただいたりとか、植えたりするときには、県のほうに届け出を出す必要があるかと思っております。ただ、許認可とは違いまして、届け出で、それが何かに抵触するとか、考え方が違うよということには行政指導、県のほうから入りますけれども、整備をすると、例えば、桜を植えるとかそういうことであれば、特に問題はないのかなと思っております。一応それでよろしいですか。はい、以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 今、次長のほうからも答弁がありましたように、そんなにきつい法的な縛りがないのであれば、ぜひあの辺をイメージしていただければ、すばらしい県南一の、ピカーの観光名所になっていくというふうに考えます。本当にあそこずっと散策してみましたけれども、すばらしい景観です。そしてまた、ウインドサーフィンですか、千葉のほうから来ましたと、初めて来ましたというような方が四、五人いまして、そういうような方たちも訪れるというような地域でありますので、ぜひあの地域を専門家等と相談しながら、なるべく早期

に実現させていただくような配慮をしてほしいと思います。

それでは、続きまして、23号線に接続する生活道路の整備について質問いたします。

現在、23号線の工事は中柏田田宮線と23号線の交差点付近で進められており、この状況で進めば遅くとも二、三年後には23号線の開通が見込めるのかなというふうに考えているところですが、実際は国のほうの補助金待ちでできているようです。

今回の質問であります、薬師寺の北側の道路の拡幅につきましては、過去一般質問で何度も行ってきました。しかしながら、この地域の雨水の流末の未整備の理由から、いまだに拡幅がされていない状況です。そうした中、流末となっております田宮西近隣公園の調整池も整備がされましたことから、きっとこの薬師寺の北側の道路の拡幅につきましては、よい答弁がいただけるかと期待しているところです。ぜひこの整備計画について担当部局のほうから御答弁願いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 市道23号線に接続する生活道路につきまして、御質問にお答えさせていただきます。

薬師寺北側の北田宮地区の道路につきましては、議員御指摘のとおり、第二つつじが丘と市道23号線をつなぐ車両のすれ違いができる道路がなく、幅員が狭隘なため、側溝などもない状況にあります。

これらの道路環境の改善と市道23号線の整備効果をより高める上で、23号線へ接続する道路の拡幅整備の必要性は高いものと認識しております。

現在、23号線の整備を鋭意実施しておりまして、用地取得率が約78%を超えているものの、移転が必要な家屋が複数あります。全線開通にはあと数年かかる見込みでございます。

今後、引き続き市道23号線の整備を進めまして、全線開通後、接続する狭隘な道路の整備も検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 23号線の開通を待たなくても、先ほど申し上げましたように、もう既に雨水の流末を流す調整池は完了しているわけですね。そういう中で、なかなか遅々として進んでいかない、そのうちにあそこの土地は皆さん御存じのとおり畑でありますので、十分に宅地造成可能な土地です。そうしますと、やはり地元の方たちが持っているために、いろいろな条件ですね、相続等が発生したときとか、そういうときに売られてしまうんです。前に、まだ議員になる前からあそこは早目に道路の拡幅、道路がくねくねでも幅員さえ広ければ何とか大型緊急車両なんかすれ違えることができるというふうに考えましたので、地権者の皆様に同意を求めに戸別訪問したときもありますが、今になってそのときに反対した地権者は、あのと

きにやっておけばよかったというようなことから、今なら本当にもろ手を挙げてその道路の拡幅を推奨しているというような状況下にありますので、なるべく接道、23号線の接続部分は後であっても、あの周辺はなるべく早くやっていただきたいと思ひますし、その辺につきましては、いつも申し上げますと、狹隘道路の国庫補助金がなかなか出ないというふうに担当課から伺っているわけですが、この狹隘道路整備促進事業補助金等につきましては、申請したときにどれをもって、何の理由で優先的に補助金が賦課されるのか、その辺についてぜひ聞いておく必要があるかと思ひますので、その辺につきましてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えします。

議員御質問のとおり、国の交付金の中に狹隘道路の解消の交付金の項目がございまして、今年度も、来年度も、牛久市のいわゆる狭い道路の改修の道路の予算としましては、予定としてはもうついてございます。ついてございますというか、予定としてはあります。それは、いろいろな、もちろん議員さんの要望もそうですし、地元の要望、行政区の要望とか、学校の要望とかを勘案いたしまして、地域性とかそういうことを検討しまして、順番という形でそういうことを決めているわけでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） その補助金がある中で、その順番というのはどこをどのように、その順番という形の位置づけになるのかというのは、甚だもう牛久に越してきましてもう29年目、その間にずっとこの狹隘道路、今の現状ならば建造物もないから、土地の買収だけで、その金額だけでいいではないかというふうに考えて、担当課に今までずっと提案してきましたけれども、その優先順位というのは何をもって優先順位としているのか。まあ蛇足ではあると思ひますけれども、やはりこのような29年間も拡幅を待たされているという状況の中で、市民や、そしてまたうちを訪れる人たち「何とかせい」というふうな言葉がしょっちゅう聞かれるので、その辺につきまして明確な、やはりいつごろまでにやってもらえるよというような、そういうような状況であれば、皆さん、市民の方たち、そしてまた我が家を訪れる人たちに対しても明確に答えられると思ひます。市長、いかがでしょうか、この辺につきましては、市長の見解をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 議員の御指摘のとおり、道路が、幅員がとても狹隘なことについては理解させていただいています。23号線の道路も、今おっしゃったとおり雨水管の布設がえだとか、横断しているガス管の布設がえだとか、もちろんその完成したときには、横断歩道だとか、取付道路のためのその隅切りだとか、そういうものについては十分考えてござい

ますが、その路線といたしまして、つつじが丘団地のほうまでずっと行くにつきましては、申しわけありませんが、今のところ、もちろん認識はしてございますけれども、もう少し検討させていただきお時間を頂戴いたしまして、という内容でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も薬師寺の裏というのは非常に狭くて、たしか長岡議員さんのところなんかも非常に狭くて、側溝も入っていないことは私も昔から重々感じております。ただ、どうなのでしょう、やはり道をつくる場合には地権者のある程度の御同意、それから区のほうからのいろいろ話ございます。そしてまた補助金のほうが非常に、何だか最近では難しくなっている。まあ難しいからできないという話じゃないんですけど、だったらそこでもってどのような町のそういう合意、それが一番大事なのかなという感じがします。でも、やはり緊急車両が通れない道に関しては、何か講じなければいけないということで、何か、何かということでも先延ばしていることではございますが、できる限り、さっきも次長が話しましたが、できる限りのことをこれから施策して、区長さんなんかといろんなお話ししながら進めていくのが肝要かなと。いずれにしても、そういう補助金に対しても、何かを探す、何かを持ってくるということも我々の大きな仕事でございますので、鋭意努力いたしたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 大変無理難題であるし、今牛久市の現状を考えると、やはり優先順位というものを考えながら、我々も提案していきたいというふうに考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で、8番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時46分休憩

午前11時01分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） それでは、改めまして、皆様こんにちは。

公明党尾野政子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず、第1点目は、公用車へのドライブレコーダー設置についてであります。

ドライブレコーダーの設置のメリットとしては、皆様も御存じのとおり、事故時の映像を記録し、事故後の処理がスムーズに行えることや、当たり屋対策、車上荒らし対策などが挙げられます。そして、何と言っても私は、一番のメリットは運転者の安全運転の意識が高まることだと思います。高まった意識が結果的に職員の皆さんを事故から守ることにつながります。今回は、この観点から、ドライブレコーダー設置の推進につながることを願い、質問を行います。

まず、①でございます、事故件数について伺いたいと思います。

平成26年度から28年度の3年間の数値をお示してください。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 職員の公用車運転に係る事故件数でございますが、過去3年度分の公用車の事故件数は、平成26年度16件、平成27年度17件、平成28年度11件となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 3年間の数値の合計が44件ということで、今ちょっと計算をいたしました。

当市としても、事故件数削減に向けて努力はなされていると思いますが、それでは、②として、事故発生後の対応策についてはどのように行われているのかという点について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ただいまの御質問ですけれども、事故発生後ということでよろしいですか。発生後の対応ということですか。（「はい、そうです」の声あり）事故が起きました際の発生後の対応につきましては、当市の場合は全て任意保険に加入してございます。任意保険に加入しておりますので、内部的には事故を起こした者から当然上司の者への報告がありまして、任意保険に関しましては、当市管財課が取りまとめておりますので、管財課職員とともに現場のほう確認いたしまして、あわせて任意保険の代理店と調整をして、事故の対応に当たっているのが現状でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 1点ちょっと再質問いたします。

そういたしますと、事故を起こした職員の方に対して何か手だてとか、そういうことは、アドバースですとか、そういうことはないのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 職員の交通事故、起こした者もそうですが、起こしていない職員も含めまして、事故を防ぐ対策といたしまして、職員を対象に安全運転講習会を実施しております。これは、特に起こした者を限定しているものではございません。定期的実施をして

おりまして、安全運転の意識レベルの維持・向上を図っているところでございます。

特に、バスの運転手につきましては、車両の特性に応じました外部機関の専門的技能の研修を受講し、バスの運転時における安全性の向上を図っているところでございます。これからも職員の安全意識の高揚を図り、積極的に事故防止対策を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、3点目といたしまして、保険料の推移について伺います。

平成26年度から28年度の3年間の保険料をお示してください。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 過去3年間の任意保険料ということで申し上げますが、申しわけございません、26年度手元資料がありませんで、27年度、28年度、あと、ことしの29年度の数字でよろしいでしょうか。

では、3年間の任意保険料につきまして申し上げます。平成27年度では、管財課所管車両、各課所管車両、消防団各分団の消防車両等合わせまして、全153台分として保険料合計743万9,510円、同様に、平成28年度は、合計149台分で743万1,680円、本年度、平成29年度ですね、今年度におきましては、合計150台分で1,000万8,870円の保険料となっており、平成29年度は対前年度比較で34.7%の増となっております。

先ほど申し上げました事故件数のところで申し上げましたが、平成28年度の公用車による事故件数は、平成27年度より若干減少はしておりますけれども、昨年8月に発生したグリーンファーム敷地内の廃油貯蔵倉庫、こちらの火災の際に倉庫内に駐車していた車両が類焼し、全損と査定され、保険金が支払われたことが増額の主な要因であると考えられております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 保険料については、一般家庭においても事故が発生したその後の保険料というものはアップいたします。そして、もう家計が痛手を受けるわけですが、当市においても、そういう意味では油断を排し、無事故を意識することは保険料の経費削減にもつながるものと考えます。

そこで、④といたしまして、当市の今後のドライブレコーダー設置の見解についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ドライブレコーダーは、走行中の映像・音声等を記録するもので、交通事故が発生した際は事故の状況が記録されていることで、事故原因の証拠ともなり得

るものでございます。

また、設置の効果といたしましては、先ほど議員の質問の中にもありましたけれども、走行中の映像が録画されることから、運転者の安全運転の意識も高まることで、事故発生の抑止にもつながり、事故件数が減少すると期待をしております。

ドライブレコーダーの設置についてでございますが、平成24年度から、公用車購入の際に設置をするよう努めておりまして、現在では14台の公用車に設置をしているほか、公用バスについてもスクールバス1台に設置し、全体で15台に設置をしている状況となっております。

現在、管財課所管の公用車につきましては、使用年数が10年以上経過している車両や、走行距離が10万キロを超えている車両が大半となっているため、今後は計画的に車両の入れかえを実施するとともに、車両購入の際にドライブレコーダーをあわせて設置をしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今、御答弁の中で、全体で153台公用車があるということでございました。そういたしますと、管財課所管以外の、例えば消防車、それから、日々使用されているトラックなどの作業車、こういうものにも設置すべきと考えるところでございます。

守谷市においては、消防車も含め、全公用車に設置がなされているという情報も得ているところでございます。この点についてはどのようにお考えになっているのかという点についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 今御質問のありました消防車両を含めました他の車両への設置についての考えでございますけれども、議員おっしゃるように、全車両に100%設置をすることが理想だと思います。ですけれども、限られた予算もありますので、その中におきまして事故発生リスクの高い車両を優先的に設置の整備をするというのが最善かと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、ぜひそのように、一斉にということも大変でございますので、段階を踏んで少しずつ推進をしていただければというふうに思います。

それがレコーダー設置の拡充で安全の拡大につながっていくというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、大きな2点目、思春期の子育て冊子作成と配布についてであります。

私自身、子育てのときを経験いたしました、やはり長男が中学2年生になったころ、これまでに経験したことがない反抗的な態度が顕著になりました。幼いころの自分の子育ての仕方

が悪かったのだろうか、子供自身が何か心の病にかかっているのだろうかとあれこれ考え、不安を感じ、子供にどう寄り添えばよいのか迷っていたことが今でも印象に残っております。思春期に差しかかった子供を持つ親の不安や悩みは今の時期も同じであり、子供と親がともに乗り越えいく思春期の壁と言えるかと思えます。

京都市では、思春期の子供たちの健やかな成長を願い、子育ての不安や悩みを解決するヒントにしてもらおうとつくられた、思春期の子供の心と親のかかわりの冊子が、全市立小学校6年生の保護者へ昨年の6月配布されております。これがその冊子でございます。A4サイズで24ページ立てです。内容の柱は4コマ漫画とイラスト、わかりやすい文章で構成された8つのQ&Aからなっております。

例えば、「親に対して反抗的な態度が目につきます」との問いには、①として、親への反抗は自立へのステップですよということがアドバイスされていたり、②としては、子供が大人へと成長していく過程には、壁となる大人の存在が必要なんですよということ。そして、3つ目は、親は程よい高さで柔らかさを持った乗り越えられる壁になろうというアドバイス、そして4つ目は、親の思いは何々しなさいという命令調ではなく、私はこう思うというIメッセージ、I amということですね、I amのI、私はこう思うというIメッセージで伝えようなどとアドバイスをしています。ほかにも、友達関係の悩みや異性への関心、不登校、成績の不振、スマホや携帯を持たせるべきかどうかなど、より具体的なんですね、非常に具体的なケースを想定して、親、そして親としての心構えや話しかけ方の工夫などに触れている点でございます。また、薬物乱用防止やLGBT（性的マイノリティー）、学習障害など、テーマ別の問題解説もあって、大変読み応えがあります。

京都市の教育委員会によりますと、保護者からは「身近な話題が多く参考になる、子育て、しつけの仕方を考え直すきっかけになった」などの反響が寄せられ、子供の側からも「この本に書いてあるようになると思うから、お母さんもしっかり読んでおいて」などの声も上がっているようでございます。

市内の教員研修でも同冊子が活用されているほか、他県の教育委員会からもホームページ上の冊子をコピーして使いたいとの問い合わせがあるなど、注目を集めているとのことでございます。

そこで、私も先ほど皆さんに見ていただいたこういうものを、京都市から取り寄せさせていただきました。そこでお伺いをしたいと思います。

①当市においてのこの思春期の子育て支援の現状についてお伺いをしたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 思春期の子育て支援の現状についてお答えを申し上げます。

牛久市では、市内の幼稚園、小学校、中学校において親自身が成長し、前向きに子育てにかかわることができるようにと、保護者が子育てに関しての悩みや苦勞を気軽に話し合い、学ぶ機会を提供する家庭教育学級活動を支援しておるところでございます。

現在、幼稚園が3園、小学校8校、中学校5校で家庭教育学級活動が行われており、中学校では特に思春期にありがちな悩みをテーマにした講演会や講話など、学級活動として実施しているところもございます。

一例といたしまして、牛久第一中学校の情報教育講演会におきましては、親子で参加し、インターネットやスマートフォンを利用する際のリスクの説明とあわせて、安全に安心して利用するための保護者や家庭の役割について学んでおります。

また、牛久第三中学校で行われた性教育講演会では、ロールプレイング方式による説明のため、楽しみながら学べるとともに、家庭でも性について話題にできるきっかけとなるなど、思春期の子供を持つ親の悩みの解消の一助となっております。

学校では、保健体育や学級活動などの授業を通して、児童生徒への指導を行っております。例えば、小学校4年生の保健の授業では、思春期の体つきの変化の学習など、性に関する指導を行っています。また、各学年の道徳や学級活動の時間には、情報モラルや情報リテラシーについて指導をしております。児童生徒の発達段階に応じて学習指導要領をもとにさまざまな教科の指導の中で指導をするとともに、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの相談活動の充実にも努めております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今の御答弁の中で、中学校で親子で参加して、インターネットやスマホについての情報教育講演会、それから、性教育講演会などが行われているということでしたが、子供や親の悩みに応えるこういう講演会というのは大変有効な企画だと今思っております。

それでは、②といたしまして、当市での独自の思春期の子育て冊子作成についてはどのように御見解を持っておられるのか、伺いたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 思春期の子育て冊子作成についてお答えをいたします。

市では、現在、思春期の子育て冊子というものは作成しておりませんが、茨城県教育委員会が発行している家庭教育支援資料の「家庭教育ブックつばさ」を活用しているところがございます。

「家庭教育ブックつばさ」は、小学校4年生から6年生の子供を持つ保護者向けに作成された資料で、小学4年生のお子さんを持つ保護者に配布されております。

資料の内容といたしましては、心身ともに発達が顕著になる小学4年生ごろから、日々の生活の中で起こり得る具体的な事例をイラスト、補足説明でわかりやすく紹介しております。

具体的事例としては、問題行動、容姿や健康、異性への関心、携帯電話・インターネット、家庭学習、交友関係の事例が取り上げられております。また、資料の巻末には、困ったときの参考になるようにと、相談窓口の案内なども掲載されております。

「家庭教育ブックつばさ」は、内容的にも思春期の子を持つ保護者のための家庭教育支援資料として十分に活用できますので、市として冊子作成をすることは現在考えておりませんので、御理解をいただければと存じます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 茨城県教育委員会作成の「つばさ」を今後も活用していくとの御答弁をいただきました。私も、この子育てから離れた皆さん、こんなのがあるというのを御存じない方もいらっしゃるかと思います。茨城県教育委員会では、思春期の対応としてこのような「つばさ」を作成しております。私もこれを教えていただいて、読ませていただきました。大変コンパクトで、わかりやすくまとまっている冊子だと思います。しかしながら、京都市の冊子のほうは「つばさ」の倍のページ数となっていることもありまして、より具体的な事例を引き、その分アドバイスの内容も大変多く掲載されておまして、思春期の子育ての親の悩み、不安により寄り添った構成になっていると感じております。他県の教育委員会からもコピーをして使いたいと、問い合わせもあるということでした。当市においても、作成は考えていないということでしたけれども、この思春期の子供の心と親のかかわり、これを参考にできるところは参考にして、活用していただければというふうに思います。御答弁ありがとうございました。

次に、大きな3点目、自転車の活用推進についてであります。

本年5月1日から自転車の活用を広げることを目指す「自転車活用推進法」がスタートいたしました。交通安全を確保しながら、国や自治体が自転車を利用しやすい環境づくりを計画的に推進する初の基本法でございます。騒音や二酸化炭素が発生しない、環境に優しい自転車の利用で交通混雑の緩和とともに健康の増進を促し、また、災害時において機動的であることなどが基本理念にうたわれております。国土交通大臣を本部長とする推進本部も発足し、5月5日を自転車の日、5月を自転車月間とすることも定められました。推進法に基づき、国や自治体は交通安全の教育や啓発とともに、歩行者らの事故を防ぐ安全対策を強化していくことになります。

具体策としては、自転車道や自転車専用通行帯などの整備を促進する一方、車道と自転車の通行空間が混在する場合は、自転車マークなどの路面標示を設置していきます。また、共用自

転車を相互利用できるシェアサイクル施設の普及にも努め、狭い道などでも移動可能な自転車の災害活用にも取り組むなどとしております。

推進法では、自転車施策を政府一体で進める観点から、自転車活用に必要な法制上、財政上の計画策定を国に義務化し、都道府県なども計画の策定に努めていくことにしているとのことでございます。

そこで伺います。①でございます。自転車通行スペースの設置についてであります。これまで私は、平成23年の12月と平成24年12月の定例会において、自転車専用レーンの設置について一般質問を行っております。そのときは比較的前向きな御答弁をいただいたと認識いたしております。また、先日配布いただいた牛久市第3次総合計画後期基本計画2016年から2020年の中にも市民の快適な自転車利用を促進するとあり、その中の①には、自転車道の整備やコミュニティレンタルサイクルシステムの構築などにより、市民が安全で手軽に自転車を利用できる環境を整備しますとあります。当市の自転車通行スペース設置についての進捗、または今後の見通しについて伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） それでは、「自転車の通行スペース」についての御質問にお答えをいたします。

議員御質問の中にもございましたが、当市の総合計画におきましては、健康や環境といった面から、自動車から公共交通や自転車、徒歩への移動手段をシフトすることを明示しております。自動車、自転車、歩行者が共存し、手軽に自転車が利用できる環境を整備することとしております。

また、当市の土地利用の方針を示す都市マスタープランにおきましても、中心市街地、各生活圏域を結ぶ公共交通や、歩行者・自転車による環境に優しいネットワークを進めることとしております。

御質問の自転車専用レーンの整備につきましては、過去の議会におきましても整備についての考え方や方針を検討していく旨を御説明させていただいておりますが、整備に必要な道路幅員の確保などが難しく、現時点でその整備には至っておりません。

現在までに、市道8号線や市道52号線の歩道の設置のほかに、下根中学校の通学路における交通量の多い路線で、道路の民地側約30センチを着色しまして、運転者に対する注意喚起を行って、歩行者や自転車利用者の安全確保対策も実施してまいりました。

また、自転車の利用を促進させるために、本市としても中央生涯学習センターの職員が自転車を移動手段として活用しており、さらに、他の部署にも自転車の利用を広めていきたいと考えております。

今後も、歩行者や自転車が安全に通行できるよう、必要な道路幅員が確保できるなど、条件が整っている場所につきまして、警察などの関係機関と協議の上、専用レーンの整備について検討してまいります。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 御答弁いただきました。このテーマにつきましては、今後の議会等においても、また進捗状況について伺ってまいりたいと思います。

それでは、次に、②子供から大人まで交通安全教育の現状と今後の取り組みについて伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） お答えいたします。

牛久市では、平成10年度より交通安全強化員を任用いたしまして、交通安全教室を実施しております。

自転車以外の内容も含めた総数で、平成28年度の実施状況は、幼児向け教室226回開催いたしまして1万8,532名の受講者がありました。小学生向けの教室は82回開催して、7,353名の受講、中学生向け教室12回開催して1,545名の受講、高齢者向け教室54回開催しまして、1,868名受講といった状況となっております。

この教室は、県の交通安全教室の指導方針に基づきまして、小学校1年生から3年生には歩行についての指導、4年生から中学生には自転車についての指導を行っております。

内容といたしましては、小学生については、「それぞれの学年に合った自転車の乗り方のルールと実技」を、中学生に対しては、「自転車の点検方法、自分の体に合った自転車の選び方」を教えております。

そして、「被害者・加害者となった場合の刑法上・行政上・民事上の責任の取り方」や、「事故に遭ったときの対処法」などに関するビデオ学習を行っております。

また、高齢者につきましては、シニアクラブや熟年大学において、年一、二回程度、交通安全教室を実施しております。高齢者の事故統計と事故に遭わない対処法等、クイズやゲームを取り入れ、楽しみながら参加していただいているところです。

高齢者や児童生徒が自転車利用時に交通事故等に遭わないためにも、これまでと同様に交通安全教育の充実を図ってまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） いろいろ充実した交通安全教育が行われていることが理解できました。ありがとうございます。

次に、4点目でございます。災害時に備えてということで、災害時における避難所のお湯等

飲料の確保のための災害協定についてであります。

平成7年の阪神淡路大震災や、平成23年の東日本大震災、さらには一昨年の関東東北豪雨など、我が国ではこれまでも地震、津波、さらには台風等による風水害など、多くの災害が発生しております。このような経験から、国を初め各自治体では、防災、減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきているところでございます。

そのような中、被災時には、その初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要であります。近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地方自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体が増えてきております。

中でも、東日本大震災の経験から生まれているこの災害対応型紙カップ式自販機は、災害発生後、電気、水道が確保されてからですけれども、災害時にお湯やお水、特にお湯が無料で提供できるため、いざというとき赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等においても利用できるということでございます。

東日本大震災で利用した被災者の方々からは、「飲料の支援物資は各方面から届いていますが、ほとんどがペットボトルの冷たいもの、温かい飲料は大変ありがたかったです」と。また、熊本地震においても、「お湯の提供が大変によかった」との声が多数寄せられているとのことでございます。近隣では、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提供開始から、10月10日の避難所閉鎖まで、延べ8,300杯が提供され、職員の方からは「約1カ月もの間、最後まで無料開放していただき、大変ありがたく思っております。自販機のおかげでお湯の補給などにスタッフの手がかからず、他の支援活動や本来の業務に専念できました」との声も届いているとのこと。また、2014年8月10日、徳島県那賀町では、那賀川が増水し、約400世帯が多大な浸水被害を受け、町役場が開放されました。職員の方からは「この暑い時期に支援物資として届いたスポーツ飲料を常温で飲む状況下、冷たい飲み物を提供できるのはカップ自販機の強みだと感じました。住民やボランティアスタッフが助かっただけでなく、役場職員もありがたく感じております」などの声も寄せられているとのことでございます。

私が知り得る情報では、県内では龍ヶ崎市、つくばみらい市、古河市、土浦市、かすみがうら市、下妻市が現在協定を結んでいるとのことでございます。

そこで、本市においても、このように災害時に避難所等においてお湯や水、冷たいものや温かいものが選択でき、すぐに提供できる災害対応型カップ式自販機の設置及び締結を検討すべきと考えますが、御見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 災害支援型自動販売機の御質問にお答えいたします。

現在、自動販売機は、市役所庁舎に12台、牛久クリーンセンターに5台、牛久運動公園等体育施設に20台など、公共施設に合計44台設置しております。

このうち、市役所本庁舎に設置している自動販売機1台については、飲料メーカーからの申し出をいただき、災害時に自動販売機内の飲料水を無料で提供できるよう、平成19年4月に協定を締結しているところです。

災害支援型自動販売機は、災害時に臨時的に設置されるものではなく、平時から常設されているものでございます。

牛久市の場合、設置している自動販売機のほとんどが地域経済活性化の観点から、地元の事業者の設置となっておりますので、既に設置している自動販売機を災害支援型へ切りかえるには、設置事業者との合意形成が必要となります。したがって、災害支援型自動販売機の設置推進につきましては、想定される効果を十分に検証した上で検討してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） カップ1万杯まで無料提供され、補充等も業者が行うなどの、この利点がございます。災害時の細やかな対応策として、大変効果的だというふうには思います。現状もでございます、今お話を伺いました。また、ぜひ御検討いただいて、協定を結べたら大変うれしいことでございます。

それでは、最後に、「認知症初期集中支援チーム」設置についてであります。

早目の診断や治療が重要となる認知症ですが、実際には本人が病院に行きたがらない、どこに相談すればいいのかわからないといった声がいまだにまだ少なくないようであります。現に、私のもとにもしばしばこのような市民相談が寄せられております。主人が行きたがらなくて、もう認知症の症状が顕著に出ているんだけど、なかなか相談窓口に行こうとしないんですというふうに、どうしたらいいでしょうという質問がいつも、最近しばしば寄せられております。

そこで、今、注目されているのが、認知症初期集中支援チームの支援でございます。このチームは、医師や看護師、社会福祉士などの医療・介護の専門職で構成され、家族らの相談を受けて認知症が疑われる人やその家庭を訪問し、症状の把握に努め、医療機関への受診を勧めるなど、約6カ月にわたって集中的にサポートがなされるという大変ありがたい支援というふうに聞いております。

認知症の進行をおくらせたり、症状の改善に向けた適切な支援を初期段階から受けられることは、不安を募らせる本人や家族にとっては大変心強いことと思われま。国の認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランでは、来年4月には全市区町村にチームを設置するとしていま

すが、現在、設置した自治体は全国でまだ半数に達していないのが現状とのことでございます。

そこでお伺いをいたします。①として、当市の初期集中支援チームの取り組みについてであります。

まず初めに、改めて当市の初期集中支援チームの事業内容について伺いたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま議員のほうから御質問にございましたとおり、認知症初期集中支援事業は、専門職が認知症の人や家族、もしくは認知症が疑われる人を訪問し、アセスメントや家族支援等を包括的かつ短期集中的に行い、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられるように、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期治療・早期対応に向けた支援体制を構築するというものでございます。

初期集中支援チームは、国の基準を満たす認知症サポート医1名と介護・医療の専門職2名の計3名を1チームとし、実働部隊として対象者を訪問し、包括的観察、評価に基づく初期集中支援を行っていくものでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 専門職の方、3名このチームを組んで、実働部隊として動いてくださるというチームということがわかりました。

それでは、どういう方がこの支援の対象になるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 事業の対象者は、40歳以上で在宅生活をしている認知症の人、または認知症が疑われる人で、認知症疾患の診断や医療に結びついていない人。適切な介護サービスに結びついていない人や、サービスが中断している人。医療・介護サービスに結びついているが、家族や関係者が対応に苦慮している事例等でございます。初期集中の「初期」とは、早い段階での早期発見・早期対応という意味と、ケアされていない人のファーストタッチ、初動という意味の二つがあり、必ずしも認知症の初期の方のみが対象となるものではありません。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、さらに具体的に、この支援に対する費用負担についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 初期集中支援事業につきましては、介護保険のように利用希望申請によって動くものではなく、本人・家族や地域包括支援センター、近隣住民、民生委員児童委員、医療機関等からの相談の中から、初期集中支援チームで対応すべきケースを振り分

け実施していくものであるため、本人の費用負担は発生いたしません。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、初期集中支援チーム検討委員の役割と委員構成について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 検討委員会の役割といたしましては、初期集中支援事業に関する協議や支援チームへの助言を行い、事業が円滑かつ効果的に実施できるようにすることです。具体的には、事業にかかわる関係機関との連携方法の協議、困難事例等への助言、チームの活動内容についての協議等がございます。

委員の構成といたしましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、認知症疾患医療センター、ケアマネジャー協会、認知症の人と家族の会、訪問看護協会、保健所、民生委員児童委員協議会、作業療法士会、ほか関係行政機関等で15名程度で構成し、年3回程度開催していく予定でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） とても専門的にこのサービス等支援してくださるといことがわかりました。

それでは、この初期集中支援チーム、当市においても設置が間近いというふう聞いております。この設置までの当市のスケジュールはどのようになっていくのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 開始までのスケジュールについてでございますが、本年10月から地域包括支援センターへの委託事業として実施が決まっており、現在認知症サポート医1名と、初期集中支援チーム専門職2名が確保されております。

今後は、サポート医とチーム員等で実施の流れや使用媒体、ツール案を作成し、各関係機関や検討委員会と協議して支援体制を整えていきたいと考えております。

検討委員会は、事業が開始となる10月までに委員を委嘱し、第1回の委員会を開催する予定でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、認知症対策について、その他の取り組みがありましたらお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 認知症施策のその他の取り組みにつきましては、認知症カフェの開設、認知症サポーターの養成、認知症ケアパスの作成、認知症多職種協働研修等が挙げ

られます。

認知症ケアパスとは、認知症の状態像に応じて適切な支援を紹介するもので、市では平成29年3月末にリーフレットを作成し、民生委員児童委員、市内ケアマネジャー、認知症のひと家族の会等に配布いたしました。また、地域包括支援センター、高齢福祉課等の窓口で相談時に活用しております。

認知症多職種協働研修に関しましては、在宅で生活する認知症の方にかかわる医療・介護専門職、行政職が、顔の見える関係をつくるために一堂に会し、研修や情報交換を行うという目的の事業であり、本年2月に研修会を開催いたしました。2日間にわたって講義や事例検討を行い、医師、歯科医師も含め、両日とも約90人ほどの参加者がございました。この研修につきましては、毎年行っていく予定でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、最後に、このチームについての今後の課題についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 初期集中支援事業の今後の課題といたしましては、対象者の振り分けの基準や業務量の問題がございます。事業は地域包括支援センターに委託することとなりますが、職員は当面兼務で従事するため、相談件数によっては、業務専任の検討、初期集中支援チーム数の増加や、2人目の認知症サポート医の確保等を考えていく必要があると思われま

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 初期集中支援チームについて質問をさせていただきました。

本当に御答弁の中から、このチームの全容が明らかになりました。本当に手厚く認知症の方の対応策がこれから実施されるということで、本当にありがたい制度だというふうに感じました。今後、この初期集中支援チームの支援が認知症の方御本人、そして家族に寄り添った活動、そして機能が発揮できるよう、期待をしまいたいと思います。御答弁ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で、尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時57分休憩

午後1時05分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番伊藤裕一君。

〔11番伊藤裕一君登壇〕

○11番（伊藤裕一君） 伊藤裕一でございます。

1点目の特別支援教育については、平成28年第3回定例会一般質問で取り上げたテーマですが、その後、牛久市教育の集いで上映された映画「みんなの学校」で支援を必要とする子が困難を抱えながらも皆と一緒に学ぶ様子を見て、特別支援教育のすばらしさ、重要性と同時に、教える側への支援の重要性を再認識したところでありますので、さまざまな視点を交えつつ、再びこのテーマについて伺います。

支援体制という点につきまして、前回の御答弁によれば、3,342万円の予算で54名のスクールアシスタントを本市では派遣しているとのことで、こちらは音楽、図工、日本語指導なども担当する方も含めての数字と思われます。一方、取手市では、平成29年度当初予算ベースで約7,650万円で障害のある児童生徒が在籍する小中学校に教育補助員を配置するなど、他市町村ではある程度必要な人数の特別支援教育に特化した支援員を確保しているそうです。確かに支援が必要な子がテストで優秀な成績をとるなど、本市の特別支援教育は成果を上げておりますが、やはり数字的なところである予算が少なければ、先生方を初めとした献身的な努力によって支えられているのではとの懸念もありますので、近隣自治体と比較した本市の特別支援教育に関する予算は少ないのか、それとも確保できているのか認識をお伺いします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 伊藤議員初め多くの議員の皆様には「牛久市教育の集い」の折に映画「みんなの学校」を視聴していただきありがとうございます。

議員御指摘のとおり、学校の先生方はさまざまな仕事に追われる中で、支援の必要な子供への対応も大きな仕事になっています。

学校では、支援を必要とする子供たちのために、支援学級という教室があります。ここでは、少人数の子供たちに1人の先生が対応しています。しかし、普通学級で学んでいる子供の中の6.5%、これは支援の必要な子供がいると言われております。つまり、牛久市の小中学生は、6,948人いますので、その中の約450人程度の子供たちが普通学級で支援の必要な子供たちということになります。

こうした子供たちに教育補助員を配置している市町村も多く、昨年度の調査では取手市の7,600万円を初め、龍ヶ崎市の4,500万円、阿見町の2,200万円、稲敷市の7,000万円、つくば市や土浦市の9,000万円といった状況です。

牛久市におきましても、スクールアシスタントという形で3,286万円の予算で50人程

度の人材が学校に配置されており、その中の8割近くが配慮を要する子供たちへの支援を行う子ども支援員、2割が音楽や書道などの授業を補助する学校支援員となっております。

他市町村との比較ですが、多くの市町村の場合、障害のある子供の数に応じて大人の支援員がつくといった状況ですが、牛久市の場合には、本当に危険な行動があったり、苦戦している児童生徒には1対1でしっかり補助しておりますが、普通学級の多くの場面では、子供たちがかわり合いながら友達を上手に支援していることが多く、その分、介入する大人が必要ない場合もあります。

そのような現状ですので、牛久市は他市町村より少ない予算で対応できている現状ですが、新しく支援の必要な子供の入学や転入があったり、学校の先生方の負担感がふえてきた場合には、増額も考えていきたいと思っております。

ただ、私たちは、授業中出て歩いたり、寝てしまう子供はだめな子供という考え方ではなく、そうした子供は助けてあげなければならない子供と考えるようにしています。そして、苦戦している子供を助けるためには、担任や授業をしている1人の先生だけでなく、校長先生を初め、その学校の全ての職員、教育委員会、そして地域の皆さんの力もかりて育てていきたいと思います。そうした中で、特別支援教育の充実も考えていきたいと思っています。

今後、グローバル化が進み、より多様になっていく社会の中で生きて働く力をつけるためにも、多様な子供たちがいる社会を学校の中につくっていくことは大切なことだと思っています。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 他市と比較した場合、予算的には必ずしも多くはないけれども、工夫しながらやっているとの御答弁をいただきました。財政的な制約はありますけれども、まずは学校現場の状況を把握し、支援を拡充してはとの趣旨で、前回質問させていただきまされたけれども、そこからの進展を伺いたいのですが、特別支援教育の知識を持った支援員拡充、教員アンケートを含めた先生方の困り感把握ということで前回伺わせていただきました。こちらの進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 障害というものは、強い個性と考え、簡単には直すことができないものです。ですから、支援の担当者はその子を理解して周囲とどれだけかわれるようにするかを支援していくことが大切な仕事になってきます。具体的には、障害で困っている子に対して、「ちゃんとしなさい」と言うのではなく、周囲の子に「あの子どうして困っているんだろうね」と問いかけることが大切です。そうすると、「こうだから違うんじゃないかな」とその子を日ごろから見ている子供たちは答えます。そうしたら、「じゃあ、どうしたらいいかな」

と問い返してみると、「こうしたらいいんじゃない」とまた周囲の子供たちがかかわろうとします。そういった働きかけをすると、その子が周りの子供とつながりながら生活しやすい環境ができていきます。つまり、周囲の担当者は、困っている子供を矯正するという考え方ではなく、周りとのよい関係をつくるために、周りにアプローチすることが大切です。

先生方もこうした特別支援教育の知識や経験の豊富な方々ばかりではありません。知識や対応の経験の少ない先生方は、困り感も大きくなっています。

そこで、対応がわからずに1人で悩みを抱えることがないように、指導課の指導主事が常に学校訪問を通して子供の見取りと対応を支援しています。また、大学や特別支援学校の先生を学校現場に派遣し、具体的な指導をいただいています。さらに、今年度からは、学校に入る市民でありますスクールアシスタント、この方を対象に教育センターきぼうの広場の専門スタッフによる研修会を年2回開催いたします。こうした研修を通して、支援の必要な子供への対応を学んだスタッフの学校への派遣を充実していきたいと考えています。

また、今年度は、昨年上映しました映画「みんなの学校」のモデルになった大阪市立大空小学校で、9年間校長先生をされました木村泰子校長先生をまた牛久にお呼びして、講演会を開催する予定であります。先生方だけでなく、保護者や市民の皆様にも呼びかけていきたいと思えます。こうしたことを通して、障害者にも優しい牛久のまちづくりにつながっていけばいいと考えています。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 現在いらっしゃる教員やスクールアシスタントの方に対する研修、また、木村校長先生をお呼びして講演会ということで、さまざまな取り組みを考えていらっしゃるということで、障害のある困難を抱えた子も、一般の普通学級に在籍する子も、ともに学べるインクルージョン、これを目指しているということで伺っていますけれども、それをぜひ実現できるように、頑張ってくださいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2点目といたしまして、公共施設予約システムについて伺います。

牛久市の体育施設は、県内23団体が参加するいばらき公共施設予約システムを利用したインターネット予約が可能となっています。しかし、その使い勝手が余りよくないとの声を最近耳にしました。具体的には、ネット予約をしてもお金を払いに行かなければならない、行った先でまた1から申請書を書かないといけない、支払いは現金のみ、キャンセルもシステムからでなく電話をしなければならぬといった点でありまして、つまるところ、ネット予約したのに窓口で手続するのと手間がさほど変わらないという点が問題であり、例えば、氏名、住所など、予約時に入力したデータを申請書に印刷できるようにするなど、考えられる改善点の中に

はシステム上の問題もあり、難しそうなのもありますが、施設利用料を振り込みで支払えるようにするなど、市の運用で改善できるのではという点も見当たります。

そこで伺いますが、先ほど述べました指摘のうち、牛久市として改善検討の余地がありそうなものは何が考えられますでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 御質問のいばらき公共施設予約システムにつきましては、議員御指摘のとおり茨城県及び県内23市町村でいばらき公共施設予約システム整備運営協議会を組織し、共同運用をしているところでございます。システム全体の運営費は、平成29年度で約1,576万7,000円、契約期間は平成28年9月1日から平成33年8月31までの5年間となっております。牛久市の平成29年度の負担金は約26万5,000円であり、単一自治体で独自にシステムを運用する場合に比べまして大幅な経費削減というふうになっているところでございます。

ウェブ上の予約システムでは、市内体育施設の予約状況の確認、それと仮予約、仮予約のキャンセルが可能であります。

仮予約後の本予約につきましては、牛久市公園条例施行規則第13条の規定によりまして、使用予定期日の2カ月前から前日までに体育施設の受付において使用許可申請書を提出し、許可を受けると同時に、使用料を納めていただくこととなり、本予約をした使用料納付後のキャンセルにつきましては、利用施設に向き、受付で使用料の返還を受ける必要があるというふうになっているところでございます。

現行の予約システムでは、ウェブ上で決済することができませんが、許可と同時に使用料の納付をすること、使用者が市内居住者であるか市外居住者であるかの別によって使用料が異なること、また、障害者の方など減免制度もあるなど、受付で対面をして申請書類などを確認しながら使用料を決定してお支払いをいただいている状況でございます。

なお、ウェブ上から仮予約をした際に使用許可申請を印刷できる機能の追加等につきましては、今後協議会に要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） いばらき公共施設予約システムは、先ほど対面でなければならぬさまざまな事情の御説明ありましたが、ほかの公共施設予約システムと比較して、際立って不便というわけではなく、やはり直接支払いに行かなければならぬ自治体は多いそうでありますけれども、インターネットで飲食店を予約したりという時に比べると不便な点が目立ってしまうのかなと感じており、率先して改善していくべきと考えております。

大阪府枚方市では、クレジット決済に対応した公共施設予約システムを採用しているそうで

ありまして、こうしたより利便性の高い新システムの導入は考えられないのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 御質問のクレジットカード決済に対応した新システム等の導入ということでございますが、先ほども御答弁させていただきましたように、単一自治体でのシステムではないということでございますので、運営協議会においてこれらの課題をまず提供させていただいて、全構成自治体の意見を集約し、より利便性の高いシステムとなるよう、本市が中心となって働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

また、カードの支払手数料が発生することや、システム経費の増大につながることなど、多々課題もあるということでございますので、今後も運営協議会で議論を深めて、機能向上につなげてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 現行システムの費用が大変安く済んでいるということで御答弁いただきましたとおり、今のシステムの使いづらいつ点を変えていくというのが一番のベストな選択肢なのかなとも思います。先ほどの指摘だけではなく、市民の皆様からの御要望も含め、改善点を茨城県に伝えていただければと思います。この点は伝えていただけるということですので、答弁は結構です。

次に、再質問、2番目といたしまして、クレジット決済や申請書事前印刷、こちらハードルを乗り越えて、仮に、難しいかもしれませんが実現したとしても、やはりウェブ上では仮予約までしかできないという牛久市公園条例施行規則第13条があることは、結局、紙の申請書を提出しに行かねばなりませんので、規則を変えていくということが改善への第一歩になるかと感じたところであります。

本市の規則改正についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） インターネット予約決済に対応できるよう、規則の改正の考えはないかといった御質問だと思いますが、先ほどの御質問にありましたカード決済ができるようになるといったようなシステム変更等があれば、規則改正、当然こちらをしていくというようなことになるかと思っております。現在におきましては、ウェブ上の予約システムで仮予約をしていただいた後に、利用の前日までに運動施設において料金の支払いを完了していただくというような形での運用となっております。利用者の皆様にとっては、一度お支払いに出かけるしかないということで、大変面倒だということにつきましては、私どもも十分に理解をしているところではございますが、先ほども答弁をさせていただきましたように、使用料が市内、市外の別で異なったり、または減免制度もあるなど、対面をして確認しながら対応している状況がござ

います。現在の運用の中でも、定期的に利用する場合などは利用日、利用していただいた日に次回の許可申請を提出して、料金を支払っていただくなど対応されていて、訪問回数を省いていただいているような利用者さんもいらっしゃるということでございます。

また、利用当日にウェブサイトや電話であき状況を確認し、あきがあれば先着順に受付で申し込みを行って、すぐに利用できるということは可能にもなっているという状況でございます。

今後は、いばらき公共施設予約システム整備運営協議会におきまして、これらの課題を提起し、構成自治体と議論を深め、予約システムの機能改善を進めてまいりたいと考えております。

また、運用面につきましても、利用者視点に立ちまして、規則の改正を含め、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 次の、自治体クラウドの質問に移ります。

最近では、パソコンのハードディスクにデータを置いておくのではなく、インターネットを介して中央のサーバでデータ保管やソフト利用を行うクラウドコンピューティングが盛んになってまいりました。その自治体版であります複数の自治体が共同でデータセンターを設け、基幹系システム等を共同利用する自治体クラウドについては、コスト、データ保護などの点で優位性が指摘されているところであり、クラウドを導入した本県五霞町では、10年間で約30%、1億3,000万円のコスト削減を見込んでいるとのこととあります。議事録によれば、本市は平成30年9月末のシステム更新に向けて、県ワーキングチームに職員を派遣するなど、調査研究を進めてきたそうですが、自治体クラウド導入の検討状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 自治体クラウド導入の検討状況についてお答えいたします。

自治体クラウドは、複数の自治体が共同でデータセンターを設け、システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを管理運用し、ネットワークを経由して自治体が利用できるよう構築されたコンピュータシステムでございます。

自治体クラウドのメリットといたしまして、システムの共有化による導入・運用コストの削減効果やデータセンターを自然災害の少ない地域に設置することによる対災害性の向上が期待できるなどが挙げられます。

デメリットといたしましては、データ移行費用などシステム変更に伴う費用負担や、外部回線を使用するため、情報漏えい、災害等での回線切断によるシステム停止、データセンターがコンピュータウイルスに攻撃された場合、クラウドに参加の自治体全てに被害が及ぶリスクが高まることなどが挙げられます。

平成30年度に行うシステムの更新につきましては、メリット及びデメリットを総合的に判断して決定していく予定であります。

今後も引き続き、他の自治体の動向を注視しながら、基幹システムの更新に向けて調査検討してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 今後検討していくということで、御答弁ございました。自治体クラウド、仮に導入するとすれば、どの自治体と共同で参加するのかということも決める必要がございます。本県には常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、五霞町が運営しているいばらき自治体クラウドがあり、後乗り受け入れ可を明記していることから、参加する場合は有力な選択肢になると思われる一方、クラウドの提携先は必ずしも同一県内にあることを必要としないことから、システム更新時期を同じくする他自治体の中から幅広く検討することもまた考えられます。

そこでお伺いします。自治体クラウドを導入する場合の提携先についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） お答えします。

自治体クラウドを導入するとすればとの御質問ですが、いばらき自治体クラウド及びほかのクラウドにつきまして、メリット、デメリットを総合的に検討し、決定していくこととなりますので、現時点では将来どのクラウドに参加するのが適当か、お答えすることは難しい状況であります。ですので、御理解のほどをよろしく願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） メリット、デメリットを検討というお話がありまして、ここでは答えなくても結構なんですけど、将来的に検討する場合は、ぜひ大まかでも数字でクラウド導入費用と効果のバランスを考えなければいけないと考えておりまして、例えば、いばらき自治体クラウド、こちらはもう既にあるクラウドですので、参加しても3,000万円の助成金はないものと考えられる一方、既存クラウドへの参加自治体がふえることによる割り勘効果、毎年コスト削減効果も大きいと思われまます。ぜひ、先ほど申し上げたように、コストと効果を精査した上で、導入の是非を決めるべきと考えますが、導入費用と費用削減効果、どちらが大きいかといったことは今のところ検討は進んでいますでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 再度の御質問にお答えします。

クラウドは参加自治体が基本的に同じシステムを使うこととなります。現在のシステムは牛

久市の仕様に大分カスタマイズされている部分が多く、クラウドに参加する場合は、標準仕様にするのか、牛久市用にカスタマイズするのかで大きく費用は変わってまいります。よって、クラウドに移行した場合の割り勘効果、またコスト削減効果につきましてはシステムの構築方法によって大幅に変わってまいります。現時点で費用の比較をすることは難しい状況であります。今後、クラウドへの移行方法を含めまして、導入費用と運用費用を調査検討してまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） それでは、3点目、生産緑地について伺います。

田宮跨線橋を超えた近隣公園東交差点付近など、街中で生産緑地という看板が立てられた農地を目にすることがあるかと思いますが、生産緑地とは市街化区域内の土地でありながら、所有者みずから耕作を行うこと等を条件として、固定資産税が宅地の約200分の1という農地並み課税とされているものです。この生産緑地地区指定は、指定を受けてから30年経過した場合、病気によって耕作ができなくなった場合、所有者がお亡くなりになった場合には、市への買い取り申し出、市による買い取りあっせんを経て、生産緑地として買取する者がいない場合には、生産緑地の指定が解除されることとなっております。

実際には、財政的制約から買い取りはほとんど行われていないため、3条件いずれかに当てはまれば生産緑地を宅地等として活用することにつながるようになります。

生産緑地の多くは、1992年の生産緑地法施行時に指定を受けているため、法施行から30年が経過する2022年には一斉に生産緑地が売り出されるため、特に東京などの都市部で不動産会社が注目する一方、土地が一斉に供給されることによって地価が下がり、空き家問題が深刻になっているのに住宅を新築する人ばかりがふえ、都市周辺の緑の環境もなくなるのではと懸念されており、生産緑地の2022年問題と呼ばれているそうです。

本市におきましては、39区画8.72ヘクタールの生産緑地が存在するため、所有者が買い取り申し出を行うのか、あるいは指定継続を望んでいるのかによって、5年後の町の光景も変わってくるかと思いますが、現時点で市として生産緑地所有者の意向は把握しているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 生産緑地指定の期限が迫っているが、土地所有者の意向は把握しているのかとの御質問にお答えをいたします。

現在、生産緑地地区は、平成3年の生産緑地法の改正を受けて、平成4年から生産緑地の指定を行ってまいりました。

生産緑地地区の指定を受けると30年間の営農義務が課せられ、主たる従事者の死亡や故障

を除いては、指定を解除するための市町村長への買い取り申し出をすることができないこととなっております。

これまでの経過を申し上げますと、平成4年当時、市街化区域内の農地所有者の意向を把握し、37地区、面積7.88ヘクタールを指定し、その後、ひたち野地区の土地区画整理事業地内で追加指定をしまいいりました。しかしながら、これまでに農地を管理していた方がお亡くなりになったことが原因で、相続した方より農業の継続が不可能である旨を理由に市に対して買い取りの申し出があり、指定を解除するなどして現在は39地区、8.72ヘクタールが指定されております。そのうち、35地区、7.45ヘクタールが2022年に指定から30年の期限を迎えることとなります。

御質問の所有者に対する意向の把握につきましては、現時点では実施しておりません。今後、所有者への意向の把握方法と国や県、他の自治体の動向なども情報収集しながら、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 今後、意向把握は進めていくとのことで、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

この生産緑地制度は、バブルの土地代が高かったころ、せっかくお金をかけてインフラを整備した市街化区域内に土地があるのに、安い税負担で農地のまま活用せず土地相場を押し上げているのは適切でないという住宅購入希望者の声、先祖代々の土地を守りたいので、税金を安くしてほしいという農家の声のはざままでできた制度と伺っております。しかし、都市農地には仮設住宅建設候補地などとして防災に果たす役割、景観形成、身近な農業体験ができる場所など、数多くの役割がございます。都市農業振興基本法に基づき、昨年閣議決定された都市農業振興基本計画によれば、都市農地は宅地化すべきものから保護すべきものへと位置づけが変わり、都市農業の農家戸数販売金額は全国の約1割弱を占め、こちら調整区域も含んだ数字だそうではありますが、食料自給率の一翼を担う我が国の農業をめぐる環境が厳しくなる中、農業や農業政策に対する国民的理解を醸成する身近なPR拠点として高く評価されるに至りました。

それらを踏まえ、先般、4月に成立した改正都市緑地法では、市町村長の判断で30年経過した生産緑地指定をさらに10年延ばせる特定生産緑地制度の導入、生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能とするなど、具体的な制度変更が行われ、今後都市農地を維持するための支援策がさらに充実してくるものと思われまます。

国としても都市農地を保護しようという方向転換の過程にあることがうかがえます。さらに、本市の生産緑地は先ほど御答弁ありましたように、2022年に期限が切れるのが35地区、

7. 45ヘクタールということで、それほど規模は大きくないものの、きのうの一般質問で取り上げられましたとおり、本市で不要な公共用地の売却、ひたち野地区周辺の宅地拡大をちょうど同じタイミングで進めております。一気にこれらの土地が売り出された場合、それぞれ必要な政策であるとは思いますが、市全体の地価相場へ影響を及ぼす可能性も否定できないのではと考えるところであります。

私有財産ですので、土地所有者の意向を踏まえた上での話ではありますが、これら都市農地保護の流れ、地価維持の観点から、新制度も活用しつつ、引き続き農地とすることはできないのでしょうか。見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 昨年5月に都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。ことしの5月12日には、生産緑地法の一部改正を含む都市緑地法の一部を改正する法律が公布されました。

生産緑地地区の指定から30年が経過する2022年、平成34年でございますが、指定期限が切れる生産緑地地区が大半を占めることとなります。この改正法では、市町村長は生産緑地指定から30年を経過する日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園・緑地、その他の公共空き地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申し出基準日以後においてもその保全を確実にすることが、良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められたものを「特定生産緑地」として指定することができるとして、特定生産緑地の指定の期限は「申し出基準日から起算して10年経過する日」と規定されました。

また、10年経過後には、再度特定生産緑地の指定を受けることができるため、10年ごとに延長することができるようになります。

さらに、今回の改正法では、生産緑地の所有者は条件に合致すれば、市町村長に対し当該生産緑地を特定生産緑地として指定することを提案することができ、引き続き生産緑地として指定を受けることも可能となっておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） この10年の期限延長というのは、所有者の意思と周辺の環境、両方検討しながら考えていくべき問題かなと思いますので、ぜひ今後、法制度の流れ等も踏まえながら検討していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で、11番伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は13時55分といたします。

午後1時43分休憩

午後 1 時 5 5 分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、一般質問を継続いたします。

次に、7 番須藤京子君。

〔7 番須藤京子君登壇〕

○7 番（須藤京子君） 皆様、こんにちは。市民クラブの須藤京子です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1 点目は、分権時代の市役所の組織改革について。

市役所職員はどうあるべきかとの観点から、2 項目質問いたします。

1 つ目は、「市役所の使命」を再定義する行政組織の風土改革について。

私は、過日、各地の議員が参加する日本自治創造学会の研究大会に参加しました。さまざまな分野の方々による講演が行われたのですが、その中で自治体改善マネジメント研究会代表の元吉由紀子氏による自治体改革の実現力という講話がありました。元吉氏は、長年にわたって自治体の組織風土改革改善運動の支援に携わってこられました。最初に自治体の支援を行ったのは三重県で、北川正恭知事が 2 期目を務める 1999 年、ちょうど地方分権一括法が施行される直前でした。当時は地方自治のあり方が大きく変革する時期で、三重県では北川知事のもと、生活者起点を基本理念として職員の意識改革、事務事業評価システムなど、さまざまな仕組み改革が進められていました。しかし、職員にはトップダウンの改革にやられ感が蔓延していたと言います。その中で、元吉氏は、職員たちがみずから気概を持ち、自分たちの力で変わろうとするボトムアップの現場をサポートされたそうです。そこでのポイントは、役所の使命を再構築することだったと言います。職員は知事の提唱する生活者起点で仕事を見直す必要性はわかっている、何をどうすればよいかわからない状態でした。そこで、職員みずからが県民のために何が必要なのか、そのために自分たちは何をすべきかを考え、地域における役所の使命を再定義し、意を同じくする職員がつながり合い、ネットワークへと広げていったそうです。

時代の流れ、社会の変容はいつでもその組織のあり方をみずからに問うものではないかと思っています。人口減少、長期停滞から抜け出せない日本経済、格差が拡大する都市と地方、少子高齢化による家族の変容など、自治体も常にさまざまな課題と対峙せざるを得ない状況に置かれています。

牛久市でもこれは同様で、課題解決に当たって職員は考え、行動しなければなりません。職員はまず個人の目指す姿、職場の目指す姿、役所の目指す姿が明確に描けていなければならな

いと考えます。それが見えていないと職員の行動にもぶれが生じてしまいます。役所は市民のために役に立つところでなければなりません。以前のような市長のために役に立つところとなつては、今国会で追及している森友学園、加計学園のような問題を引き起こしかねません。牛久市の人材育成に関しては、平成14年に人材育成基本方針が作成されています。私は、この基本方針に異論を持つものではありませんが、では、実態はどうかということ。牛久市職員は市役所職員として求められる職員像を持ち得ているのか。市役所職員としての行動規範は保たれているのかと、思っているところです。市の人材育成について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 職員の自覚や使命感を基本的な心構えといたしまして、市民から求められる職員像を示しました「牛久市人材育成基本方針」を掲げ、平成14年度よりこの基本方針に沿った人材育成を図っております。

人材育成制度の一つに、各個人の能力開発として研修制度の確立を掲げてございますが、近年、業務の枠組みにとらわれない研修も職員の育成には必要であると感じており、意識改革を目的とするイベント参加型研修を昨年度から取り入れているところでございます。

これは市が主催します各種イベントなどに参加し、市民とのかかわり合いや地域との密接した体験を積むことによりまして、公務員として幅広い視野を持った職員の育成、また現場において他部署の職員との連携によるコミュニケーション能力の向上、さらにイベントを通じて役割や使命感を自覚させ、主体的な行動力の育成も期待できることから、研修の一環として推奨しているものでございます。

従来からの座学式で行う能力開発研修だけではなく、職員の資質、やる気、気づきという意識改革、意識向上の面からアプローチした研修等を今後も適宜取り入れてまいりたいと考えております。

また、職員一人一人が行政分野を問わず、あるべき職員としての姿を明確に持ちながら、この人材育成基本方針に掲げる市民から求められる職員を目指し、責任ある行動がとれるよう、より実効性のある人材育成基本方針の運用を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、今回不祥事が発生しましたことにつきましては、反省すべきを反省し、今後にかかしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 今の答弁、それが本当に機能するようにはしていかなければいけないというふうに強く思っているところです。

そうしたことで職員一人一人が自覚していれば、今回の不祥事の問題というのも当然起こり得なかったというふうに思っているところであります。それだけではなくて、最近の市役所職

員の働き方について、市民の皆さんがどんなふうにおっしゃっているのか聞いておられる方いらっしゃいますでしょうか。前の市長の池辺さんのときは、職員は上ばかり見て、市民を見ていなかったけれども、市長がかわったらのんびりして市民の目を素通りしているようにしか思えないというような声が私の耳にも聞こえてまいります。

昨年の議会でも職員の服務規程の問題が議場で取り上げられました。そして、職員の不祥事も今申し上げたとおりです。不祥事に対しては襟を正して職務に当たり、市民の皆さんの信頼回復に努めていくとの覚悟が示されておりますけれども、職員の不祥事を先ほどの答弁のように個人の問題に帰してしまうのではなくて、職員全体の問題として捉え直す必要があると考えております。かけ声だけではなく、どのような再発防止策を進めていくのか、この点については副市長に伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） それでは、私のほうから不祥事の件に関しましてお答え申し上げます。

まずもって、繰り返しとなってしまいますけれども、今回、昨年来続いております不祥事につきましては、深くおわび申し上げます。

それで、再発防止ということでございますけれども、私、2面、二方向性があると思っております。まず、職員個人個人、一人一人の問題としてです。それは、日々勉強して、その勉強を実行に移すと。その勉強した結果を経験として積み重ねていくということが私は必要だろうと考えております。それは、意識してそうやっていくということでございます。それで、その実行していく段階において、牛久市が管理職、課長補佐以上、私も含めてですけれども、管理職がおります。その管理職はやはり同じく勉強してその実践をしていく。と同時に、管理職でありますので、部下がどういうことを考え、どういう行動をしているかというのを常に把握し、指導していくということが必要であろうと思っております。また、そういうふう実践していくという覚悟は必要だろうと思っております。

もう一点、組織としてということでございます。組織としましては、議論、よく言われますけれども、コミュニケーションということがございます。これは事業目的とか、組織の目的を常日ごろ事業実施していく上で議論して、共通理解を持って取り組んでいくということがございます。これも実践していくということがございます。

もう一方、今回、今、残念ながら公金、まあ準公金ですけれども、それをとってしまったということがございますけれども、そういったことが発生しないように、そういうことを起こしてしまう人、あるいはその周りの同僚に迷惑をかけないといった意味合いで、公金取り扱いのルールを厳格化していくということを考えております。それと同時に、地方公務員法を中心と

した分限、懲戒処分というのがございます。それが文字でだけ捉えているということではなくて、より具体性をもって、こういう場合にはこういう処分が発生しますといったような体系を構築していくと。これは実際に構築していくということであり、が必要だろうと思います。これにつきましてはちょっと時間をいただくことにはなろうかと思っておりますけれども、そういう取り組みをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 今、副市長から御答弁いただきましたけれども、今のように不祥事が起きたとき、これは本当に逆転の発想というか、ここを契機としてもう一度見直すという、しっかり足元を見直すということが重要になると思います。厳正なる処分とともに、こうしたことをきちんと公表し、そのことをどういうふうに対処したのかということをも市民の皆様にお示しをするということも市役所が信頼される大きな要因の一つとなると思っておりますので、今後ともそうしたところを忘れずに、行政運営、職員の管理を含めてやっていっていただきたいと思っております。

それでは、次に、こうした変化の時代に対応できる組織改革を進めていくためにはどうしたらよいのかを考えていきたいと思っております。

国は、人口減少時代にいかに地方が生き残っていくのか、地方自身が考え、積極的に取り組むよう、地方創生を掲げました。牛久市でも牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、2060年に人口が2015年と同水準の8万4,000人を目指すと位置づけています。そして、第3次総合計画とあわせ、総合戦略を着実に推進していくために、住民や民間団体、大学等との協働の推進、結果や成果を重視すること、検証と改善を推し進めることなどが重要だとしております。こうしたPDCAサイクルを進めていく上でポイントとなるのが、職場全体で取り組んでいこうとする組織風土の醸成です。その手始めがこうした意識の共有であり、職員間のネットワークの広がりです。そして、そのために必要なのがコミュニケーション力、対話力ではないかと思っております。市長は公約で対話の重要性を掲げておられましたが、対話力が組織変革へとつながっていくような取り組みがなされているのかを伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 変化の時代に対応できる組織改革を進めていくには、職場全体が同じ意識のもと、同じ目標に向かって取り組んでいくことが重要であります。

従来より、市長決裁でございますが、情報を共有する一つのコミュニケーションを図ってまいりましたが、これまでは課長、課長補佐などの管理職を中心として行ってまいりましたが、今現在、一般職員まで範囲を広げて実施しております。

同様に、部長連絡会議においても市全体に係る事業の説明や報告が行われ、さらに各部にお

いては部内調整会議を実施して部内の情報交換を行い、課単位では業務を円滑に進められるよう、毎朝ミーティングを行っております。

昨年度は、40歳までの職員に集まっていたいただき、ランチミーティングを実施し、若い職員と昼食をとりながら自由に意見を交換し、コミュニケーションを図りました。

地方が生き残りをかけ、これからの時代の変化、組織改革に対応していくためには、職員のチームワークやコミュニケーションによる意思疎通は不可欠でございます。今後においても、日常的に対話が活発化するよう職場づくりを目指してまいります。

また、市では、業務改善、職員のやる気アップを図るためのツールとして、職員提案制度を準備しております。

提案は組織全体で共有し、業務改善や職場改善を生み育てられる環境整備にも取り組み、職場環境を整えた上で人材育成基本計画にのっとった形の人材育成を行ってまいります。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 今の市長の御答弁の中でも、次につながるものがありましたので、次の質問に移ってまいります。

次は、ワンランクアップのK A I Z E N活動についてということです。

牛久市では、かつて早稲田大学公共経営研究所の御指導のもと、行財政改革の一環としてK A I Z E N活動に取り組んでいました。地方自治体のK A I Z E N活動は、2000年に福岡県で始まったDNA運動に端を発し、2007年には全国規模の発表大会を山形市で開催するに至りました。この自治体職員による業務改善活動には、自治体の変革を阻む強い岩盤に風穴をあける可能性があるかと期待されているところでもあります。

各地で行われているK A I Z E N活動は、おおむね業務改善と言われるものではありませんが、講演で元吉氏は、いい役所をつくっていくためのK A I Z E N運動には5つの改善レベルがあると語っておられました。職員レベルの業務改善、課長クラスの事業改善、部長・課長クラスの職場改善、部長・経営幹部クラスの施策改善、戦略提案、そして全体を貫くのが人材育成の方針というものでありました。

業務改善は、職員の誰もがいつでもどこでも気軽に取り組めるもの、おかしいと感じる疑問やもっとこうしたらという気づきから、小さな成功体験をつくり、改善結果を標準化して、定着させることで業務改善は進んでいきます。

事業改善は、事業執行に責任を持つ課長クラスが他の部署やパートナーと一緒に連携し、施策目的から事業の意図や目標を見直し、事業構成や事業内容を変えていくものであります。

職場改善は、部長や課長クラスが中心となり、組織力向上につなげていくもので、組織を運営していくに当たって組織目標を共有し、一緒に相談し、協力し合う関係に変えていくもので

あります。

施策改善・戦略提案は、経営力向上を目指すもので、経営幹部が思いを一つにして施策の優先づけを意志決定し、現場から知恵を引き出し、戦略を見直し、新しい戦略を提案できるように変えていくものであります。

元吉氏の言う5つの改善は、各層、各人、みんなが主役のK A I Z E N活動であり、経営改革の進捗状況に応じて進化させていくものであると言っておられます。

以前、牛久市でもこうした意識のもとで改善活動が行われていたものと思われませんが、牛久市でのK A I Z E N活動は、どう機能し、活用されたのか、過去の実績と現在の状況、K A I Z E N活動の今後について伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 牛久市におきましては、ただいまの議員の御質問の中にもあったように、平成16年度から早稲田大学公共経営研究所との協定を締結しまして、TQM活動を開始いたしました。平成19年度からはK A I Z E N活動としまして、大きなK A I Z E Nと、いつでもK A I Z E Nを展開し、一定の成果があったことから、平成25年度をもってこの取り組みは終了となりました。

TQM活動とは、企業の経営改善のために確立された手法で、主に製造業などの生産ラインでの品質向上のための手法としまして、民間企業で活用されていました。当時、地方自治体がこの手法で改善に取り組むことは余り例がありませんでした。

TQMはQCストーリーに沿って展開されます。QCストーリーとは、具体的には、テーマの選定から始まり、現状の把握、要因の解析、最終の反省と今後の計画など、9つの項目が一連の流れとなっております。このQCストーリーには、問題解決型と課題達成型があり、牛久市では問題解決型を選択し、改善に取り組みました。そして、改善の効果が確実なものとなった場合は、その効果に至った手法を標準化した上で、全員で共有し、その効果を持続的なものとしていきました。

当市も当初は取り組みのやり方などに職員の戸惑いがありましたが、各事業でTQM活動を行った結果として、得られた実績に納得し、活動に取り組んでまいりました。

K A I Z E N活動の一例としまして、教育委員会で取り組んだ「学びの共同体としての学校づくり」があります。これは、学び合いを通じて全ての子供が授業に参加し、質の高い学びを探究しながら自己実現していくことを目標にしたものです。現在もアクティブラーニングとして学び合いは継続され、不登校の減少、学力向上など成果を上げております。

このK A I Z E Nの取り組みによって、職員一人一人がそれぞれの担当業務について改めてその内容を見直して、無駄なことをしていないか、今していることが最良なのか等の事項を点

検することが習慣化されました。抽出された課題は、部内ミーティングや朝礼などで情報の共有を図り改善事項を検討することが継続されております。

また、今後におきましても、先ほど市長の答弁にもございましたが、職員からのボトムアップ方式での職員提案制度を準備しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 牛久のK A I Z E N活動は牛久の方針で始められ、そしてある一定の成果を得たということでありますけれども、先ほども触れさせていただきましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みの中で、戦略としてこれは結果を重視していく、そして検証と改善を行っていくという方針が打ち出されているところであります。こうしたこのPDCAサイクルを回していくという、この仕組みは牛久市の中でこの総合戦略を見直していく作業の中ではどんなふうに行われていくことになっているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 総合戦略の中でも、もちろんPDCAのサイクルというのはそのような形になります。その中で、TQM活動、これで得た知識、もともとTQMは現場で、現実を、現実に見るという三現主義の中からはなっております。その中で見出したもの、それを一つ一つ疑問に思ったもの、それに関しては「なぜなんだ、なぜなんだ、なぜなんだ」というふうに3回掘り下げていくような形です。

先ほど議員の御質問にあったように、小さな気づきという点がありました。そういったことを職員一人一人が気づきを得て、改善していくような形になります。そういったことを今後の計画とかそういったものにも取り入れて、進めていくような形になります。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 人材というのは、一人一人が100%その力を発揮すると、この組織としては200%の力になるというようなことも言われております。そうした取り組みができるよう、一人一人の職員が輝いてこの職場で働いていけるような組織体制をぜひともつくっていただきたいというふうに思います。そうしたことが職員への、市役所への信頼につながるというふうに考えておりますので、これからも気持ちをしっかりと持って、働いていていただきたいというふうに思います。職務に当たっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

障害のある人がいかに地域で安心して暮らしていけるか、その福祉サービスについての質問であります。

まず、1つ目は、日常生活を支える自立支援事業について、3点の質問を行います。

1点目は、視覚障害者の外出を支える同行援護事業です。同行援護事業は、障害者自立支援法において移動支援として実施され、その後、同行援護に改正されました。移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、御本人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ介助、食事等の介護のほか、御本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。牛久市の同行援護事業は、県内でも充実した事業として視覚障害の方々も評価しているところであります。その背景にあるのは、障害者の方々と市民が長年にわたって同様の事業を実践してきたことと、それを尊重した市の姿勢にあると思っております。

現在の同行援護事業では、支援区分が身体介護を伴う場合と伴わない場合の2種類がありますが、牛久市がこれまでの歴史から行っている支援は、身体介護を伴わない場合のものでした。また、利用者は制度以前からの利用者も多く、従事者は介護ヘルパーではなく、一定の養成研修を修了した者が当たっています。しかしながら、現在、利用者、同行援護サービス提供者ともに高齢化が進んでいます。身体介護が必要になれば、これまでのような信頼関係のもとでサービスを提供することはできなくなります。こうした状況を市としてはどのように考えておられるのでしょうか。

また、新しく利用を希望する場合は、どのようにサービス提供を受けることになっているのでしょうか。利用者数の変化やサービス提供者の状況、そして市内事業所も含め伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 同行援護サービスについてお答えいたします。

同行援護サービスは、視覚障害の方の外出に同行し、移動に必要な情報の提供や外出する際に必要な援助を行うものであり、同行援護従事者養成研修を修了した者、居宅介護の従事者要件を満たす者であって、視覚障害を有する福祉に関する事業に1年以上従事した経験を持つ者、国立リハビリテーションセンターに置かれる視覚障害学科の教科を修了した者が従事しており、平成26年度は16名、平成27年度は15名、平成28年度は17名が利用し、5事業所からサービスの提供を受けております。

同行援護サービス従事者の高齢化につきましては、一部の事業者につきまして、議員がおっしゃるとおり高齢化の状況が見受けられることから、事業の継続性も含め、新規求人等を事業所に働きかけてまいります。

また、改正障害者自立支援法施行後、平成23年10月からの同行援護サービスの利用につきましては、施行前にガイドヘルパー派遣事業を利用されていた方、新たに利用される方など、同行援護を必要とされる方はサービス等利用計画に基づき決定をし、利用していただいております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 今、利用者数を伺いましたが、多分市内でこの視覚障害のほうの手帳をお持ちの方はもっと多くいらっしゃるのではないかなというふうに思います。この点を再度ちょっと伺いたいと思います。

手帳の交付を受けていても単独での歩行が可能な方も、そして盲導犬使用者の方も、この方は1名ですけれどもいらっしゃいますから、必ずしも同行援護が必要だとは言えないところで、それにしても利用者が少ないような気がいたします。その点ちょっとお示しをいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、視覚障害の方は平成29年3月31日現在で109名であります。現在、同行援護サービスを利用している方は、先ほど申しあげましたとおり17名の方が利用しておりますので、92名の方はサービスを利用していない状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 今、手帳の保有者109人ということいただきました。やはり利用者の方が少ない。これが全員が必要だというふうに私も認識しておりませんが、これは牛久市ではなくて、他市においては、利用が厳しかったり、支給範囲がまた厳しかったり、そしてもっと厳しいことを言うと、こうした制度を利用するより家族がその役目を果たしてほしいというようなことを言っている自治体もあるというような話も聞いたりしています。

牛久市では、同行援護事業として制度化され、これから同様のサービスが受けられなくなるのではないかと、先ほどもおっしゃっていた、制度以前からの方もかなり危惧されておりましたけれども、これも杞憂に終わったということで、牛久市としての制度の充実というのは、先ほども申しあげましたけれども、障害をお持ちの方も評価しているところでありますので、こうした、今後とも障害者の立場に立った事業運営、そして継続できるような体制を構築していただきたいと思います。

特に、新しく、今まで何らかの形で同行援護を受けていなかったような、申請と同時にこうしたサービスを受けられるような方々に対する丁寧な説明と御支援をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に、知的障害者等の外出を支える行動援護についてであります。

行動援護事業は、行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うものであります。行動援護事業は、日常生活自立支援事業とともに、知的、精神などの障害がある方にとっては地域で暮らすために必要不可欠なも

のと思っておりますが、多くの場合、家族がその役割を担い、公的利用が進んでいないのではないのでしょうか。こうした状況では、家族の高齢化などでその役割が果たせなくなったときは、一体どうなるかと危惧するばかりです。障害のある方が急激な環境の変化についていけるとは到底思えないからです。家族の方々もその点は御理解されていると思いますが、市としては、こうした事態を引き起こさないような対策を立てておられるのでしょうか。行動援護事業の利用サービス状況とサービス提供者の状況とともに、家族の方々への働きかけについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 行動援護サービスについてお答えいたします。

行動援護サービスは、知的障害や精神障害により行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障害支援区分3以上の方に対して、行動する際に生じる危険を回避するための援護を行うものであり、平成28年度から1名の方が利用しております。親亡き後の問題につきましては、このサービスの利用に限らず各種サービスの利用には契約を伴うこと、入院や入所の手続や財産管理など、さまざまな課題があります。

市といたしましては、親が亡くなったときや手続が行えなくなったときには、当然ながら相談を受けますが、そのときが来てからでは遅いものと考えております。

あらかじめ、その方が生活する上でどのようなサービスを提供することがよりよいものとなるかは、個人ごとに異なりますので、そのときまで待つことなく、少しずつでもサービスを開始し、本人に合ったサービスを見つけておくことが本人も保護者も安心できる環境を整えるためにも必要であります。

したがって、成年後見制度の利用、サービスの利用開始を含めて相談していただくよう、障害者団体の会議や窓口での相談を通して、制度等の周知を図ってまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） ただいま御答弁いただきましたが、行動援護の利用実態もやはり思ったより低いのだと改めて感じました。こうした傾向は行動援護だけでなく、グループホームの利用にも同じことが言えると思います。せんだって、障害者福祉、特に知的障害者の福祉のオピニオンリーダーであり、在宅死を支える活動を実践してこられた秦 靖枝さんが亡くなりましたが、生前よくおっしゃっておられたことが、このことでした。親亡き後、心配し、制度や環境整備を訴えている保護者の方でさえ、なかなか障害のある方を自立できるようにする体験や訓練をさせることができていなかったからであります。こうした状況が改善されるよう、市としても取り組んでいくというような、今、御答弁でしたが、こうしたことをどう強化していくのか。これは、サービスの充実とともに、この制度の継続的な運用という点で保護者の方、

特にかかわりを持つ牛久市障害者連合会の方々は、このこれまでの市との連携がございますので、そうしたところを突破口として取り組みにいそしんでいただきたいというふうに思います。改めて強くお願いをするものであります。

次は、障害者の雇用を支える就労継続支援事業についてであります。今回は、牛久市社会福祉協議会が運営している知的障害者デイサービスわくわくについて伺いたいと思います。

御承知のように、わくわくは、就労継続支援事業B型だけでなく、自立訓練、生活訓練事業や、生活介護事業なども行っているところであります。就労継続支援B型の事業としては、近隣の会社から軽作業を受注し、スポンジの袋入れ、タグづけなど、さまざまな作業を行ったり、手づくりのパン、クッキー、ラスクを市内の児童クラブや公共施設の売店などで販売したりしております。この事業の内容としては、社会福祉協議会の管轄になることから、一社会福祉法人である事業者に対して市に見解を求めることはできないと理解しております。また、最近では障害のある方の日中活動ができる場も多少なりともふえてきていることも理解しております。しかしながら、重度の障害のある方々の受け皿として、わくわくはその重要性も増してきています。また、特別支援学校卒業生の就労の場としても利用されていることもあり、利用者が増加していると聞き及んでいます。障害のある方々の日中一時支援の重要な拠点でもあるわくわくが利用者の受け入れができないような事態になれば、これは社会福祉協議会の問題として片づけられるものではないと思っております。

市には、社協の支援を行っていく必要があると考えますが、市としての御見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市社会福祉協議会で行う就労継続支援事業B型の利用者は、平成26年度は42名、平成27年度は40名、平成28年度は42名が利用し、軽作業やパンなどの製造、販売を行っております。

また、知的障害者デイサービスわくわくにおきましては、市内在住の18歳以上の知的障害のある方を対象に、就労継続支援事業B型のほか、自立訓練事業、生活介護事業、日中一時支援事業も行っております。

牛久市社会福祉協議会に、サービスの内容の拡大につきまして確認いたしましたところ、グループホームやショートステイなどにつきまして、保護者からの要望により検討している状況とのことであります。

市といたしましては、社会福祉協議会から事業に関する相談が寄せられたときは、相談に応じるとともに、助言等を行ってまいります。運営費の支援につきましては、国保連合会からの給付事業の対象となる事業を開始する場合には、ほかの事業所と同様に独立採算であるべきと考えております。

また、日中一時支援事業につきましては、平成29年度から通所事業所において実施する日中一時支援事業の経費に医療を要する状態にある障害児及び障害者の地域生活を支援するため、医療的ケアの加算を設けることにより、医療的ケアが必要な方を預かれるよう支援を行っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 今の御答弁でしたけれども、きちんと法律にのっとって支援費などが支給され、またそうした事業運営をしていかなければいけないというところはもう承知しているところでありますけれども、やはり、これは社協自身がどのように、利用定員がふえていった場合どういうふうに拡大していくかということは、社協自身が考えなければいけないということになる、これは理解しておりますけれども、牛久市は幸いと言いますか、社協の会長は牛久市長でいらっしゃるわけですね。やはりこの福祉の先兵として、地域のまた重要な受け皿として社協というのは存在しているわけで、何らかの形での支援というのは当然必要になってくると思いますが、今御答弁の中にありましたような、相談があればということでしたけれども、この点についてはあくまでも財政的なもの以外のことを指しているのか、その点を再度伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほどお答えしたものは、財政的な部分では、当然その事業を開始するときに採算制を考慮していただきまして、市からの補助はないということを前提にお願いしたいということでございます。社会福祉協議会におきましては、今、さまざまな、先ほども答弁しましたように、新しい事業も検討しているところでございますので、市としては市内全体の障害者の必要な数というものを把握しながら、一緒に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） わくわくはほかの事業所が受け入れを、まあ拒否するというところではないな、控えるような利用者の方も一部いらっしゃいます。また、今度、医療的ケアもこの事業の中で拡大するということになれば、当然地域の中で安心して暮らせる体制をどうつくっていくかという市の障害者福祉行政を構築していくに当たっては、重要な機関であるというふうに考えます。そうした点を十分に御理解されて、支援の方向性、これは財政的なものだけではなく、さまざまな支援の仕方というのが一方であろうかというふうに思いますので、その点をぜひお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

障害のある方々のニーズに応える地域生活支援事業について3点の質問を行います。

まずは、聴覚障害者の意思疎通を図ることを支援する意思疎通支援事業についてであります。意思疎通支援事業とは、これまでの障害者自立支援法では手話通訳などを行う者の派遣または養成という表現を用いていましたが、障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障害者への手話通訳や要約筆記に限られず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障害者への代読や代筆、知的障害者や発達障害のある人とのコミュニケーション、重度の身体障害者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達など、多様なものであり、障害者総合支援法では、新たに意思疎通支援という名称を用いて、概念的に広く解釈できるようになりました。

ただ、今回取り上げる問題は、聴覚障害者を対象とするものに限定したいと思います。

牛久市では、こうした法整備がなされる以前から、これも障害のある方やボランティアなどの支援者の運動により市役所に手話通訳者が設置されております。手話サークル活動も20年以上にわたり継続され、一定の実績を重ねているものと思っております。

しかしながら、そうした活動を続けている方々から、最近福祉にかかわる方でも手話や手話通訳に関することが真に理解されていないと感じる出来事があったと訴えられました。牛久市では長い歴史の中で築いてきたものがあったと思っていたけれども、本当はなかったのかとがっかりしたそうです。一方、手話に関しては、全日本ろうあ連盟を中心として、手話言語法の制定を国に求める意見書が各地の聴覚障害者団体から議会に提出され、牛久市でも平成26年の第4回定例会で全員賛成のもとに意見書が提出されています。手話はこれまで言語として位置づけられておらず、言語領域の施策としてではなく、障害者福祉の領域に偏って扱われてきました。この意見書では、手話は聴覚障害者にとっての第一言語だとして、教育を行うことやそのための環境整備を求めています。国際的流れの中で、国としては手話言語法の制定に向けた整備がなされていくものと考えます。こうした動きを多くの市民の皆さんに知っていただきたいと、関係者は願っていると話しておられました。

そこで、牛久市の手話通訳に関する窓口設置、手話や要約筆記者の派遣状況、手話サークルの現状や普及啓発活動の最近の状況について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 意思疎通支援事業についてお答えいたします。

手話通訳者の派遣状況につきましては、平成26年度が88件、平成27年度が51件、平成28年度が60件であり、要約筆記者の派遣状況につきましては、平成26年度が18件、平成27年度が26件、平成28年度は15件であります。

手話通訳者の設置につきましては、平成10年度から、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで、社会福祉課に常時1名の手話通訳者を設置しており、4名の方がローテーションにより従事し、対応しております。

また、市の職員におきましても、みずから手話講習会に参加し、手話による簡単な日常会話ではございますが、対応している者もおります。

手話サロンにつきましては、毎月第2、第4水曜日に庁舎の相談室等において、市内在住、在勤の方で、手話を学んだことがある方を対象に開催しております。

手話の普及、啓発につきましては、先ほど申し上げました手話サロンの開催、みんなのしあわせ見本市での手話サロンコーナーの設置や、平成29年度は、手話講習会の基礎編を開催するなど、手話の普及、啓発に努めております。

これまで、普及、啓発を行ってきた結果、手話講習会を受講された方の中から、手話通訳者の資格試験に3名が合格されました。

平成29年度は、3名とも手話講習会などに携わっていただけの予定であり、今後におきましてもさらなる普及、啓発が図れるものと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 手話については、多くの方がテレビのドラマ等で目にしたこと、そして、毎日行われている手話ニュース、そうしたことで目にされたことは多くあるかと思えます。市長も障害者団体の総会のときでしたかしら、手話で自分のお名前を表現されておられましたけれども、そうしたように、皆さんが少しずつ関心を持つことで、聴覚の方々が何が不便を感じているのか、何を阻害因子としているのかということの方がわかってくるように思います。手話は聴覚障害の方がどうした状況に置かれているかを知る、第一歩の手がかりということだというふうに思っております。そうした理解普及のための取り組みは、牛久市自身でもサロン開催ということですので、もう一步進めていただきたいのは、職員研修、先ほども人材育成の中で申し上げましたけれども、より市民の方に多様な人がいるということを理解するためには、職員研修の中に手話講習を加えるとか、そうしたような取り組みをしていただけると大変ありがたいなということでございます。これはお願いとして総務部長、頭に入れておいてください。よろしくお願いします。

それでは、次に、重度障害者の外出を支援する移動支援事業についてであります。

重度障害者の移動支援も、牛久市は障害者自立支援法以前から障害のある方や市民との協働によりサービス提供が行われておりました。障害者総合支援法となった現在も提供されているものもありますが、サービスを提供する運転手の高齢化などにより、事業の継続性が不安視されている状況でもあります。

福祉の分野では、こうしたサービス提供の担い手が研修を受けた市民という場合が数多くあります。そして、いずれもその担い手が高齢者であるということも共通している問題であります。これまでの移動支援事業の利用状況の変化、運転手の確保策など、今後事業を継続してい

くに当たっての取り組みを伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 重度障害者の移動支援事業についてお答えいたします。

重度障害者の移動支援事業の利用状況につきましては、平成26年度が29名、平成27年度が25名、平成28年度が26名の方が利用しております。

サービスを利用できる方は、バスやタクシーなどの一般の公共手段を利用することが困難な、市内にお住まいで車椅子を使用している方、重度の視覚障害のある方が利用することができ、ボランティアの協力により、事業を実施しております。

運転手の確保につきましては、平成29年第1回定例会におきまして、遠藤議員に答弁したとおり、ボランティアの確保及び育成が課題となっているところであります。

今後におきましても、サービスの継続ができますよう、人材の確保及び育成につきまして、社会福祉協議会に働きかけてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） この移動支援事業というのは、今答弁の中にもありましたように、サービスの担い手が多くの場合研修を受けた市民であるということであります。これは、このほかの障害者の外出支援だけではなくて、きのうも質疑が、一般質問の中でありましたけれども、低所得者の方を対象とした高齢者の移送サービスのモデル事業、それから、過疎地の地域を限定した住民相互による移動支援というようなことで、いろいろな移動支援事業がさまざまな形で行われているところでありますけれども、これそれぞれに対して、運転手、これを支えるサービスの担い手である市民の方の確保というのは問題になっていると言われております。この点に関して、今言ったように、障害者は社会福祉課、高齢者の場合は高齢福祉課、過疎地はどこになりますか、そうした担当が違ったりするわけですけれども、共通して運転手が不足しているという状況は同じです。こうした共通としての認識というのは、牛久市全体の問題として捉えることもできるというふうに思いますが、この点に関してはそれぞれのNPOであるとか、それから社協の問題として捉えているのか、市として積極的にこの辺を支援していく体制というのはできるのかどうか、その点についてちょっと再度伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 先ほど障害者の移送サービスにつきまして、運転手の確保が今非常に困っているということで、状況でお伝えしましたが、ほかの高齢者の移送サービスにつきましても、同様のことがあります。こういう確保につきましては、社会福祉協議会等で運転手の研修等も以前実施したこともありますので、そういうことで運転手の確保というのを今後進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） そうですね、牛久市独自で考えていただけるのが一番ベストかと思います。現在のところ、こうした運転手の養成というのは、牛久市では行われていず、龍ヶ崎のほうの研修に牛久市からは参加しているというような状況だろうと思います。青色パトロールは青色パトロールで、やはり住民相互ので運転手さんが講習に出かけたりということで、地域の方々が活動しているというふうに伺っております。こうしたことをいろんな面で積極的に支援していくために、牛久市でその運転手を養成するための講習会を開くというような取り組みに発展できていけたらいいなというふうに思っておりますので、その点をお願いを申し上げます。

それでは、最後に、精神に障害のある人の地域活動を支援する地域活動支援センター事業について伺います。

地域活動支援センターは、障害者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進などを行う通所施設で、牛久市では稲敷市にあるハートフルセンターいなしきに事業を委託しておりました。しかし、利用者からは、牛久市はここに通うには遠くて、利用しづらいという声が上がっておりました。家族会からは市内に地域活動支援センターを設置してほしいとの要望がかねてより上がっており、議会には平成26年第4回定例会に請願書が提出されました。採決の結果は全議員の賛成のもとに採択されました。

しかし、福祉センター内の就労継続支援B型の事業が運営されていることもあり、なかなかこの地域活動支援センターが開設される状況には至っておりませんでした。

利用される方のニーズとしても、設置は難しいのではとの声も聞かれておりましたが、地域にさまざまな受け皿がなければ、精神障害者の社会復帰はなかなか進みません。社会的入院で人としての尊厳を奪ってしまわないよう、市としては体制整備を進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

利用者の状況とサービス提供事業者の状況、さらに市内への設置に関する方針について、市の見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 地域活動支援事業についてお答えいたします。

地域活動支援事業I型を利用する方は、平成26年度が34名、平成27年度が37名、平成28年度が35名となっており、いなしきハートフルセンターを利用しております。

牛久市内における地域活動支援センターの設置につきましては、長年御家族からも設置に対する要望が寄せられておりますが、現在、市内事業所が平成30年度開設に向けて用地の購入及び計画を進めている状況と伺っております。

事業の認可等が確定したときには、保護者等を含めて周知してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 今、長年の要望が実りそうだという答弁をいただき、多くの家族の方々、そしてこうした問題に関心を寄せている人にとっては、大きな朗報ではないかなというふうに思っております。

ただ、こうした事業を推進していくに当たっては、用地選定等もこれから出てきそうな答弁でございましたが、いわゆる地域住民の方々の迷惑施設として捉え、開設に向けてさまざまな問題として取り上げる場合が多々ございますので、こうした方向性が示されたということは、地域住民、もちろんその社会福祉法人の取り組みによるものではございますが、十分な地域住民への御理解を市も一緒になって醸成していくということ でなければ、また開設が頓挫してしまうということになりかねませんので、その点はまだこれからということになると思いますので、市として、市が責任を持って開設に向けてこうした社会福祉法人への支援をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で、須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時01分休憩

午後3時15分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。

私の質問は3つであります。一問一答で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、公立小中学校の教員の長時間労働問題について質問いたします。

文部科学省は、4月28日、2016年度の公立小中学校教員の勤務実態調査の速報値を公表しました。小学校教諭は平均で平日、1日当たり11時間15分、中学校教諭はさらに11時間32分という長時間労働をしているそうであります。

周知のとおり、労働基準法は、1日の労働時間を8時間、週40時間以下に制限しており、1日11時間とは3時間以上の時間外労働、週にすると三、五、十五ですから、15時間以上、

4週間としたら60、まあ平均月22日と計算しますから、66時間、さらに休日出勤も加えると1カ月当たりの時間外労働は過労死ラインとなります。

労災に認定される基準で使われる時間外労働の過労死ラインというのは、御存じのとおり2カ月平均で月80時間とされ、今回の結果を当てはめると、小学校の約3割、中学校の約6割の教員が80時間、つまり過労死ラインをそのような3割、6割といった教員が超えているということになります。ちなみに、もっと前の1966年、このころには時間外労働は月平均8時間だったというふうに言われているから、10倍だということになってしまいます。

朝日新聞によれば、文科省は脱ゆとりにかじを切った2008年の学習指導要領改訂で小中学校の授業時間をふやした。今回の調査と2006年度を比較すると、授業と準備時間の合計は小学校教諭で1日当たり35分、中学校教諭で30分ふえており、授業の増加が半減された形だ。その一方、成績処理や学級経営、部活など時間は減っておらず、結果的に総時間が膨らんでいると言っています。

文科省はことしの指導要領改訂でさらに授業時間をふやそうとしているとも言われておりますので、めちゃくちゃな話になってしまいます。その結果、病気休職者は年間約8,000人、うち5,000人が鬱病などの精神疾患と言われ、過労死や過労自殺もたびたび起きています。教師の妻を亡くした山口俊哉さん52歳は、次のように言っています。「土日も学校に行ってパソコン仕事をやることもありましたし、家では宿題の丸つけだったりをやっていました。きついなら休んだらと声をかけても、当然休めないと大変しんどかったなと思います」と述べています。

過労死ラインの長時間労働は、教員の生命と健康を大きく脅かすだけでなく、教育の質そのものを低下させ、児童生徒の教育を受ける権利をも脅かすものであります。先生も次々とふえる仕事に追われ、生徒としっかり向き合えない、つらい思いをしていると言います。

そこで、牛久市における教員の労働実態をお聞きいたします。牛久市の公立小中学校の教員は、実態としてそれぞれ平均で平日1日当たり何時間働いているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員おっしゃるように、4月28日に公表されました文部科学省の教員勤務実態調査によると、全国の小中学校から抽出された400校の小学校教諭の平日1日当たりの学内勤務時間は11時間15分、中学校教諭は11時間32分となっています。本市において、同じ形の調査は行っておらず、正確な実態把握はできていないのが現状ですが、先月5月に退勤時刻に関する簡易調査の結果からは次のことがわかります。

一番多いのは小学校教諭の33%が19時退勤、30%が20時退勤、学内勤務時間の平均はおよそ11時間です。中学校教諭で一番多く29%が21時退勤、26%が20時退勤で、

学内勤務時間の平均はおよそ1時間半となっています。小中学校ともに全国調査とほぼ同じ状況でした。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 時間外労働が過労死ラインの月80時間を超える教員は、牛久市の公立小中学校ではそれぞれ何%ほどいるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教員の勤務状況については、出勤簿の捺印によって管理しておりますので、個々の出退勤時刻の管理がなされていないのが現状です。県との比較ができる平成26年6月の記録によりますが、1カ月の平均超過時間は小学校は県平均52.5時間に対し、市平均60.5時間、中学校が県平均86.2時間に対し、市平均83.3時間という記録が残っています。

先ほど話しました本年度、先月実施の簡易聞き取り調査からは、小学校教員の30%、中学校教員の70%が1カ月当たり80時間を超える超過勤務になっています。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 労働安全衛生法は、過労死を含む労災職業病を防ぐために、常時50人以上の事業場で安全管理者、50人以下の場合は安全衛生推進者、あるいは衛生推進者を選任し、労働者の危険、または健康障害を防止する措置に関する事、労働者の安全または衛生のための教育の実施に関する事などの業務を管理させなければならないと定めています。さらに、常時50人以上の労働者を使用する事業場では、衛生委員会を設け、労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事、労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事などを調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせなければならない。そして、衛生委員会の委員は事業の実施を統括、管理する者もしくはこれに準じる者のほか、衛生管理者、産業医、当該事業所の労働者で衛生に関し経験を有する者によって構成することなどを定めています。

牛久市の小中学校では、労災職業病を防ぐために、どのような対策が講じられているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 市内各小中学校における労働安全衛生管理体制につきましては、これまでは全ての学校が職員数50名に満たない職場に当たり、安全委員会及び衛生委員会の設置対象外となっておりましたが、本年度から中根小学校の職員数が50名を超え、衛生委員会設置の必要性が生じているところでございます。これにつきましては早急に対処してまいります。

過去には、市の安全衛生委員会が市職員の職場を対象とした職場巡視を行った中で、学校現場についても職場巡視を実施してまいりました。

また、学校現場においては50名未満の職場で求められる衛生推進者を設けるとともに、教職員が産業医に相談したい場合には、市が委託した産業医に相談できる体制をとっております。

一方、教職員の健康の保持・増進に関しては、学校保健安全法の定めの中で、職員の健康診断を行うとともに、学校における換気、採光、照明、保湿、清潔保全、その他の環境保持にも努めているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 過去には、職場巡視をしていたというふうに言われたわけですが、いつごろからその職場巡視というものがなくなったのか、大体でも結構ですでお知らせいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 今記録として残っておりますのが、平成7年から平成17年までは各年それぞれ学校を選定いたしまして、小学校、中学校に参っております。ただ、これは市の職員としての用務員などの巡視ということで、基本的に教職員等は行っていないということでございます。

18年以降につきましては、隔年で幼稚園を職場巡視を行う、これが平成26年度まで行っていたという状況でございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 調査は全国の小中学校各400校を抽出したとありますが、牛久市の学校も対象に入っていたのか。入っているとすれば詳しい資料の提出というのは可能なのかどうか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） この調査は、文部科学省が教員の教務内容ごとの勤務時間数を把握すること、また、教職員や専門スタッフの配置状況と、教員の勤務時間、労働負荷との関係性などを検証することにより、教員の勤務時間が長期化する要因を分析し、今後の教育環境の改善や業務の質の改善につなげることを目的として行われたものです。全国の公立小学校400校、中学校400校が無作為に抽出されています。なお、抽出された対象校については、文部科学省では非公表としているとのことですので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 文科省によれば、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令というのがあるようですが、これにより公立

学校の教員に時間外勤務を命じることができる場合は、いわゆる超勤4項目というものがあって、すなわち実習、学校行事、職員会議、非常災害などの4項目に必要な業務に従事する場合であって、臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限るもの、それ以外は禁じるということに建前としてはなっている。そのため、生徒指導や学校の安全管理にかかわる業務など、超勤4項目には該当しないが、学校として必要な業務がある場合には、管理職は教員に対して時間外にそれに従事することを命じることができない。しかし、現実には公立学校の教員は時間外において超勤4項目に該当しない業務についても多くの時間従事している。命令に基づかずに業務に従事しているため、当該業務についての責任の所在が曖昧となり、学校として責任ある対応がとりづらい状況となっているとしています。この点、牛久市ではどのような問題を抱え、どのように対処しているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員おっしゃるように、政令及び県条例によって、公立の義務教育諸学校の教育職員には、原則として時間外勤務を命じないことになっており、時間外勤務を命じることができるのは、緊急または臨時のやむを得ない必要がある、先ほど議員がおっしゃいました校外実習、2番目の修学旅行その他の学校行事、3番の職員会議、4番の非常災害の場合の業務に限定されていますが、実際はこれ以外の業務が多く、時間外勤務が常態化されている現状です。

先生方は朝の会から始まり、午前中4時間授業、そして給食指導、午後の授業が終わり、帰りの会が終わって子供たちの集団下校に付き添って学校に戻ってくると4時半ぐらいになり、その時点で勤務時間の終了までは20分しかない状況です。

中学校は部活動があり、今の時期ですと6時40分ぐらいまで生徒が残っておりますので、そこから自分の仕事に取りかかる時間になります。

明日の授業の準備や校内での授業研究、行事のために校内や外部人材との打ち合わせ、子供の日記や宿題の添削、学級通信作成、英語教育や新しい教育課程に対応するための研修、外部団体からの依頼による会議への参加、作文、標語、ポスター等の取りまとめ、授業参観や保護者面談の準備、さまざまな調査依頼、成績処理、いじめや不登校の対策会議、生徒指導が起これば子供への対応から保護者の帰りを待っての家庭訪問など、さまざまな業務に追われます。

こうした教員の業務は自発性・創造性による面が大きく、どこまで深く行うかは教員の判断で行われるものが多くあり、「ここまでやればよい」という範囲が不明確なことも教員の長時間労働につながっています。

学校現場の声を聞くと、長時間労働の要因となり、教員が負担を感じている業務としては、本務である授業準備や生徒指導以外の提出書類や報告書の作成、保護者との連絡や相談、登下

校の見守りなどが挙げられます。特に、各種報告書の作成、事務処理が増加している傾向がうかがえますので、県の教育委員会にも現場の声を伝えながら、長時間業務の改善を進めているところです。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 文科省は、また次のように言っています。

公立学校の教員には、労働基準法第37条の時間外労働における割増賃金の規定が適応除外となっており、時間外勤務の時間数に応じた給与措置である時間外勤務手当が支給されず、全員に一律に給料に4%の定率を乗じた額の教職調整額が支給されている。このような現行制度のもとでは、実態として月々の給与を支給する上で、管理職が部下である教員の時間外勤務の状況やその時間数を把握する必要に迫られることが少ない。また、これが教員には労働基準法第37条、つまり時間外の割増賃金の問題ですが、これが適用除外となっているだけであるにもかかわらず、労働基準法による労働時間に係る規制、つまり1日8時間、週40時間の規制が全て適用除外されているような、管理職は教員の時間外勤務やその時間数を把握する必要はないというような誤解が生じている一因にもなっていると述べています。

タイムカードで労働時間を記録する学校は1割程度にとどまるとも言われています。労働基準法では、時間外労働は25%の割増を課していますが、牛久市では給料に4%の定率を乗じた額の教職調整額は、実際の時間外労働の平均に対して本来支払うべき手当の何割程度になるのでしょうか。そして、どのように対処しているのでありましょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員おっしゃるように、実際に何割程度になるのかというのを計算をしたことがないので、具体的な数字を今持っていないのが実情です。ただ、教職調整額として給料月額4%の支給、これは昭和41年の教員の勤務実態調査に基づいて、当時は1カ月当たり8時間の超過勤務と、そういったことで算出されたものでありまして、現在の教員の1カ月当たりの超過勤務時間の現状は、この当時とは大きく違っていることは事実です。教員には時間外勤務手当そのものはありませんが、本来支払うべき時間外勤務手当を算出することはできません。教員の業務が多様化している中で、時間外勤務手当とは性質は違いますが、茨城県では教員特殊業務手当が支給されていますので、これは土日等の勤務時間外の業務に支払われるようなもので、災害時の緊急手当で4時間4,000円、8時間8,000円、児童生徒の負傷等の緊急業務で4時間3,750円、8時間7,500円、修学旅行の引率で泊を伴うもので8時間4,250円、対外運動競技等の引率で泊を伴うか、土日のもので4,250円、土日に行う部活動の業務指導で4時間程度で3,000円というようなものがあるだけでして、具体的にどれぐらい換算するかということはちょっと現在行っていない状況です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） そうしますと、それらの諸手当を含めて、実際の超過勤務手当との乖離については、はっきり計算したことはないという理解でよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） はい、実際に計算したことはありません。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 文科省はまた、次のように述べています。

過労死ラインの長時間労働に対し、まずは学校業務の効率化やスクラップアンドビルド、学校事務の共同実施、ICTの活用や事務機器の整備、更新、部活動指導、生徒指導、給食指導、学校徴収金などに係る専門的、支援的な職員の配置、外部人材の積極的な活用などにより、教員が担う授業以外の業務を縮減することが必要であるとする。また、学校が抱える課題に対応する適正な教職員数の確保が必要である。これらにより、通常の学校の業務は勤務時間内で処理できるようにし、時間外における勤務は学校として臨時に必要な業務の処理のために限られるようにすることが必要であると述べています。野田市では、新年度予算で全小学校に学級事務支援員を学校規模に応じて配置するために1,106万円、公務支援システム導入、これは教員の事務負担軽減を目的として今年度準備し、来年度実施するというものですが、29年度から5年間で7,990万円という予算を組みました。

そこでまず、教員の事務負担軽減のために牛久市ではどのような対策がとられているのか、あるいは、考えているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校教育の課題が多様化、複雑化している現在、教員だけで対応しようとするれば、教員の長時間労働がさらに深刻化してしまいます。そこで、教員以外の専門的なスタッフと連携したり、地域と連携・協働したりする「チームとしての学校」を目指しています。

学校事務職員による13校の事務の共同実施によって、先生方の事務処理も効率的に行えるようになりました。今年度はさらに進めて、児童生徒の在籍管理や教科用図書の事務、勤務時間の管理などにも広げていきたいと思えます。

また、不登校の問題や保護者の相談などには、きぼうの広場の専門スタッフが対応したり、指導主事が学校に向向って相談に乗ったりしています。障害児教育に関しては、発達検査など、きぼうの広場やのぞみ園がサポートチームを組んで対応しています。このように、教員以外が連携・分担することで効果を上げている業務があります。

また、登下校の見守りや授業における地域探検や学校行事への支援などは、地域の方々の協

力を得ています。本年度より各小学校に地域学校コーディネーターを配置し、多様な経験を有する地域人材の発掘に努めています。これらの地域人材活用により、教員の負担が軽減されていくものと思われます。

おくのキャンパスでも本年3月からコミュニティ・スクールになりました。ここでは、学校運営協議会を設置し、地域住民と学校の連携・協力がより促進されています。

これらの「チーム学校」の方策により、教員の事務負担を軽減し、教員が授業を中心とする教育活動に一層専念できるように努めていきたいと思えます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、2006年の教員勤務実態調査の結果によれば、中学校の教員が部活動指導に従事する時間は勤務日の場合は最も多くの時間が費やされている授業に次いで多く、また、週休日の場合は、最も多くの時間が費やされており、勤務負担の増大の大きな要因となっている。特に、週休日の振りかえが行われずに、週休日に部活動指導に従事する場合は、さらにその勤務負担は大きくなると述べています。

文科省は、中学校などの教諭の勤務時間を縮減し、勤務負担を軽減するためには、部活動指導のあり方について見直していくことが不可避である。まずは部活動指導について教員以外の専門的な指導者の活用を促進するとともに、部活動による時間外勤務が可能な限り生じることがないように、校長が適切に管理、監督するよう指導を行うことが必要であると述べています。民間企業やNPOから派遣された外部のコーチの活用などが提言されているわけではありますが、牛久市は部活動指導についてどのように対処し、あるいは考えているのでしょうか。

また、牛久市では、一番多い部活動では、1週何日、休日も含め、そして1日何時間くらいやっているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 文科省の教員勤務実態調査によると、部活動の活動日数が多いほど、学内勤務時間が長い。また、土日の部活動については、部活動の種類により差が見られると報告されています。

本市の中学校の1週間の活動日数ですが、どの学校も月曜日は原則休み、土日どちらかは原則休みとしています。ただし、土日については、対外試合、大会等参加の場合にはこの限りではありません。また、定期テスト前は実施しないことにしています。

平日の活動時間は、日没時刻をもとに下校時間を設定しているため、季節によって異なります。夏季は2時間程度活動します。先ほども言いましたように、現在ですと6時40分ぐらいまで実施しています。冬季は15分程度で下校しています。土日は対外試合や大会前の練習を除けば、半日、3時間から4時間程度の活動が基本となっています。

部活動の種類によって練習時間の差はありますが、特定の部活動が特に長いのではなく、運動部では大会等で実績を上げると、他校からの練習試合や地方大会への誘いがたくさんふえてくるために、活動時間が長くなる傾向があるようです。

教員の負担軽減のため、ほとんどの部活動は複数顧問制にしています。市内5校で合計63の部活動が設置されており、顧問63名に対し副顧問が52名います。副顧問は複数の部活動を兼務する場合があります。また、学校サポーターとして8名の方々に御協力いただいています。

学校現場の先生方の声を聞きながら、外部人材の活用など負担軽減策を学校とともに考えてまいりたいと思います。

この4月から部活動の指導が教員が参加しなくても外部指導者でもいいというような法律ができました。ただ、お金の問題とか、実際にその人材がいるかということが今後のまた大きな課題になってくるかなと考えております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） インターネットやSNSを生徒たちが頻繁に利用する中、「生徒の問題行動がSNSなどに潜ってしまって、例えば誰かの悪口を書いたとか、そういうのを一つ一つ放課後に生徒の話を聞いて、事実だったら保護者に連絡して指導する。そういうこともふえてきています」とも指摘されています。OECD経済協力開発機構の調査では、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、OECD参加国中最長であるにもかかわらず、授業に使った時間はOECD平均よりも短いといえます。抜本的な改革のためには、教員の増員、少人数クラス制が必要とも考えられます。牛久市では、児童生徒との関係を密にし、指導を強めるために、教員の増員、少人数クラス制についてどのように考えているのでありましょか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 国の基準では、小学校1年生と2年生で35人学級、それ以上は40人学級となっています。

それに対して、茨城県では、小学校3年から6年生も35人を超える学級が3学級以上になる学校には、1人余計に担任教師を配置して4学級にしています。35人を超える学級が一、二学級の場合には、学級はふやさず、非常勤講師を配置してチームティーチングの形態をとっています。

また、中学校1年生に対しても同様の措置がとられ、非常勤講師も配置されています。この事業が本年度から中学2年生まで拡充され、現在は小学校1年生から中学校2年生までが35人を基本とした少人数学級となっています。茨城県では、来年度この事業を中学3年生まで拡充する方向であるとのこと。

本市においてはこの事業により、国の基準より小学校で10名の学級担任、中学校で3名の学級担任が増員配置となっています。また、児童数が36名になっている学級には、非常勤講師も配置できることになっており、牛久小に5名、神谷小に4名の非常勤講師を配置しています。中学校にも、下根中にこの事業の非常勤講師が配置されています。しかし、いまだに採用すべき講師が見つからず、配置ができない学校もある現状です。

この少人数学級ですが、学級担任にプラスして、1人か2人余計に学校に配置されるという現状があります。しかし、この先生が授業をやるから担任は1時間職員室で休んでいいよというわけにはいかない現状です。必ずTTか少人数で授業にかかわりなさいという配置の仕方ですので、誰か先生が授業をやって、職員室で休むというのはできないルールになっています。また、市町村で教員免許を持った職員を雇っても、その者が教壇に立って1人で授業をするというのはできないというルールもありますので、できれば国のほうで多くの教員を採用していただいて、学校にゆとりができるようになればいいなと思っております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、第2番目の質問、民俗資料館の開設についてお聞きいたします。

民俗資料館の開設というと、何か箱物として新たに大々的に建設するように受け取られますが、私は牛久市の財政規模から考えても、そのような主張をするつもりはありません。財政負担を軽くするために、既存施設の改良なども含め、開設と運営の仕方を工夫しながら実現する、そういう方向性を探るべきと考えています。

私は、この問題について、9年前にも同様の趣旨で一般質問をいたしました。民俗資料館、あるいは郷土資料館とも呼びますが、牛久市は多くの歴史的文化財を有し、評価の高い牛久市史の刊行を行い、その編さんに当たっては多くの貴重な歴史資料も集めています。私は、市民からこれらの文化財や歴史資料をもっと有効に使えないものか、市民が自由に気軽に見ることができないものか、子供たちの教育にも役立てるべきではないかななどの意見をいただいています。

周知のとおり、昨年牛久市は、平成28年度から37年度までの10年間を期間とする文化芸術振興基本計画を策定しました。その中で、基本方針の柱の2、「伝える—牛久の文化芸術の軌跡を残していくために」において、牛久市には過去の文化芸術を伝える文化財等の歴史資料から、現在行われている文化芸術活動の資料まで数多くの資料が収集されているが、市民、特に若い世代における認知度は高くない。地域に残されている諸行事等も含めて、現在残されている市の歴史資料の調査、保護、整理にあわせて、展示・公開等市民が触れる機会の創出が求められる。同時に、そういった歴史資料を市外にも広く周知し、地域の魅力として発信することで、郷土愛を育み、世代を超えた人のつながりを創出する。現代作家の作品や活動に關す

るような現在の文化芸術資料については、未来の歴史資料になるということを認識した上で、保管、展示を適正な形で行えるよう、環境を整えていく必要があるとして、該当する課題として4. 資料保管・展示の環境整備を挙げています。さらに、文化芸術振興施策の展開方法の中では、特に文化財や歴史的資料を公開する施設を整備するとしています。

そこでまず、展示施設の整備はどの部署が担当することになっているのか質問いたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 民俗資料関係の担当部署についてお答えをいたします。

文化財保護法におきまして、民俗資料については、「民俗文化財」と位置づけられておりまして、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣類、器具、家具その他の物件で国民生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」とされております。こういった位置づけからも、ほかの文化財と同様に、民俗資料につきましても教育委員会文化芸術課が所管をしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 前回の一般質問に対する回答では、当面は学校の空き教室などを利用し、民俗資料の収集、保存、展示、体験学習に役立てたいとのことでした。それから9年、そして基本計画が策定されてから1年になりますが、まず、展示施設整備の進行状況を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 学校の空き教室等を活用した資料の収集・展示の進捗状況についてお答えいたします。

牛久市には資料館がないため、古民具や埋蔵文化財につきましては、学校の空き教室等に保管をしております。しかし、学校の運営や安全管理上、校内での展示の機会には恵まれず、現在に至っております。

そのかわりとして、既存の施設を活用し、展示活動を行っております。これまでは、中央生涯学習センターに一部展示スペースがあるのみでありましたが、昨年かっぱの里生涯学習センターにかっぱの里ギャラリーを設置し、市の所蔵作品を展示をしております。なお、ギャラリー内では、公開要望の多かった小川芋銭資料や埋蔵文化財などを中心に展示をしております。ほかに、昨年はシャトーカミヤ内で発掘調査の成果の展示や、牛久藩に関する企画展覧会を実施いたしました。

民俗資料である古民具類につきましては、ことし3月に牛久南中学校から旧女化分教場へ移動をいたしました。現在、旧女化分教場は、国の登録有形文化財にする準備を進めており、いずれは民俗資料を展示するよう検討をしているところであります。

今後も、牛久の歴史や文化を伝えるために、既存の施設を活用した展示公開を検討してまい

りますので、御理解のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 牛久市にはさまざまな歴史的建造物、歴史資料が存在するわけですが、特にシャトーカミヤ、あるいは小川芋銭関係の施設などとの連携を強めて、民俗資料館が整備・運営されることが望まれます。現在、エスカードの活用が大きい問題になっていますが、民俗資料館としての活用はその中の選択肢の一つとして入っているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 民俗資料等の展示会場として、エスカードビルのスペースということでお答えいたします。

高い交流機能を持つ中心拠点でありますエスカードビルに、民俗資料を展示をすることができれば、多くの市民の皆様にごらんいただくことが可能となります。民俗資料はその地域の生活や文化の変遷を伝えるものであり、展示はふるさとの歴史に親しんでいただける重要な機会であると考えております。

民俗資料の展示のみならず、美術作品などさまざまな展示や企画もできるようなスペースとして、エスカードビルを活用できないか、現在検討しております。エスカード牛久ビル活性化懇話会でいただいた意見も盛り込み、市民の皆様にとって最適な文化的拠点となるよう、関連各課と協議しながら検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 歴史資料、郷土資料の保存について伺いますが、カビ、虫食い、乾燥、腐敗などの危険が常につきまといまいます。保存状態、保存方法を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 資料の保存状態やその方法についてお答えをいたします。

小川芋銭の作品・資料や美術作品は美術保管庫で適切な温湿度の管理下で保管をしており、年に一度、虫の害を防ぐための燻蒸処理を行っております。古民具も年に一度燻蒸処理を行っております。

市史編さん事業により整理した地域の古文書の写し及び調査アルバムの写真等につきましては、散逸を防ぐために中央図書館が歴史資料として管理をしております。それらは約8,500点に及び、約100個の文書箱に入れ、劣化防止のため遮光し、現在は牛久第三中学校の空き教室で保管をしております。

なお、市史編さん事業により整理した歴史資料の目録につきましては、中央図書館2階のレファレンスルームで閲覧希望の申し出があった場合、閲覧することが可能となっております。また、文書を閲覧する場合には、保管先から文書をとりに行く都合上、日時を調整し、後日、

このレファレンスルーム内にて閲覧をしていただいております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 歴史資料の保存と展示のためにデジタル化が大変重要であると言われて
います。牛久市においては、この資料のデジタル化はどの程度進んでいるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 資料の保存、展示方法のデジタル化についてお答えします。

文化財を後世に伝えるため、デジタル化をし、記録することは、有効な保存方法の一つであ
ると認識をしております。

実際に保存したデジタルデータを展示に活用している例を挙げますと、変わりゆく牛久の風
景を記録した古い写真をスキャナで読み込んでデジタル化をし、広報うしくでの連載や、こと
し7月に開催される写真展に活用しております。また、傷みやすい日本画である小川芋銭作品
は、デジタルデータを利用し作成した複製を公開し、本物は収蔵庫で適切な温湿度で保管をし、
劣化を最小限に抑えております。

本来ならば、全ての所蔵作品についてデジタル化をし、整理することが望ましいところであ
りますが、整理の時間や人的な問題、また費用の問題があり、そこまで到達できていないのが
現状であります。しかし、資料のデジタルデータを蓄積、そして整理することは、文化財の保
存活用のため大切であることから、順次検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 近隣の自治体でも、龍ヶ崎市は歴史民俗資料館、取手市は埋蔵文化財
センター、土浦市は博物館、稲敷市は歴史民俗資料館、つくば市は桜歴史民俗資料館、利根町
は歴史民俗資料館、かすみがうら市は郷土資料館などを開設し、郷土の歴史資料を保存するだ
けでなく、展示し、市民に公開し、子供たちの教育に役立てることに努めています。

牛久市よりはるかに財政規模の小さい自治体でも民俗資料館を運営しています。牛久市とし
ても財政規模に見合った無理のない形で民俗資料館の整備が必要と考えます。

最後にスケジュール的な見通しを聞いて、この問題を終えます。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今後の主な見通しでございますが、まず、今年度、文化財をその周辺
環境まで含めての保存・活用する基本的な構想である歴史文化基本構想を策定いたします。そ
の後、歴史文化基本構想に基づき、具体的に牛久市文化財保護計画を策定する予定ございま
す。

これらの中で、牛久市の歴史や文化を伝えるため、既存の施設を活用して展示公開する施策
を協議しながら検討してまいります。同時に、資料の整理を進め、広報紙掲載や普及講座など、

展示以外の方法でも市民に公開できるように進めてまいります。整理の時間や費用の問題もございりますが、職員の資質向上に努め、文化財保護に必要な体制を整えていきますので、よろしくお願いたします。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 第3番目に、牛久沼の観光開発について伺います。

牛久市第3次総合計画の後期基本計画によれば、本市の観光の状況を見ると、東日本大震災により被害を受けたシャトーカミヤへの観光入り込み客数の減少などにより、全体的に減少しましたが、近年は増加傾向に転じ、直近では震災前の水準以上に増加しています。

シャトーカミヤ、牛久大仏、ポケットファームどきどきが主要なスポットとして観光客を集めていますと述べられています。

そこでまず、シャトーカミヤと牛久大仏の10年前、5年前、昨年の観光客数の推移と評価を伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 杉森議員のシャトーカミヤと牛久大仏の来客数の推移についてお答えいたします。

まず、シャトーカミヤですが、10年前の平成19年度の来客数は30万2,649人、それ以降は年々ふえ、平成22年度には40万人を超えました。しかしながら、東日本大震災の復旧工事が始まった平成23年度からは減少の一途を辿り、5年前の平成24年度には27万3,500人と20万人台に減少、26年度には20万2,487人と平成22年度の半分まで落ち込みました。平成26年4月にレストランキャノンがリニューアルオープンし、平成27年度には30万人を超えました。復旧及び耐震補強工事が完了し、一般公開された昨年度、平成28年度は38万550人まで回復いたしました。

次に、牛久大仏ですが、10年前の平成19年度の来客数は、28万2,830人、あみプレミアムアウトレットが開業した平成21年度には一気に37万人に増加いたしました。平成22年度には一旦減少し、震災後の平成23年度にはさらに25万人まで減少いたしました。あみプレミアムアウトレットが店舗を増設し、駐車場を拡張した5年前の平成24年度には、29万176人に増加いたしました。ここ数年は牛久大仏がメディアに取り上げられる回数が増えたことも影響し、平成27年度には45万人を超え、昨年28年度は46万7,999人で過去最高を更新いたしました。

昨年度の来客数を10年前と比較すると、シャトーカミヤは25%増、牛久大仏は65%増となっており、特に牛久大仏は、圏央道の開通区間の延長とあみプレミアムアウトレットとの相乗効果で大幅に増加したものと思われま。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 他方で、牛久沼については重要な観光資源と思われませんが、さまざまな事情で資源の有効活用が十分に行われていない状況にあると思われまます。牛久市観光協会のホームページを開くと、次のように説明書きがあります。「牛久沼は牛久市の南西に位置し、筑波・稲敷台地と猿島・北相馬台地に囲まれ、流れは小貝川につながっています。沼のまわりにはつくばみらい市、つくば市、牛久市、龍ヶ崎市、取手市が隣接していますが、湖沼面は龍ヶ崎市に属しています。現在の牛久沼は、小規模な漁業のほか、その水は主に農業用水として使われています。また、週末などは多くの釣り人たちで賑わっています。」何とものどかな感じがします。

牛久沼周辺の観光開発に関しては、龍ヶ崎市が最近牛久沼と国道6号の間に道の駅を開設するとの報道がありました。2019年の茨城国体前のオープンを目指すとしています。

この道の駅については、既に牛久の産品の販売などをお願いしているとのことですが、既に龍ヶ崎市との間にこの道の駅に関して、あるいは牛久沼の観光開発に関する協力について話し合われ、あるいは合意していることがあれば御説明をお願いします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問の龍ヶ崎市と牛久沼の観光開発に関する協力の進展についてお答えいたします。

龍ヶ崎で計画をしております道の駅は、議員の御質問にもありましたとおり、平成31年度に開催予定の「いきいき茨城ゆめ国体」前の開業を目指し、平成29年度、今年度は基本設計及び実施設計が計画されています。

道の駅開業に際して、販売ブースに牛久市の物産を置いていただく協議につきましては、平成28年度に連携協議についての申し入れを行っておりますが、道の駅の設計が未実施だったことや、運営形態について検討中であったことなどから、時期尚早として事務レベルでの具体的な協議には至っておりませんでした。

しかし、その後、昨日の柳井議員の御質問でも御答弁申し上げましたが、本年4月に改めて龍ヶ崎市から牛久沼の活用についての連携協議の申し出があったことから、当市といたしましては、今後もそのような機会も含めて、継続的に働きかけ、また協議を行っていきたくと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 牛久沼をインターネットで検索すると、ウィキペディアには次のように書かれています。故事来歴として、うな井のことが紹介され、「牛久沼が発祥の地」といわれている。国道6号沿いを初め沼付近（龍ヶ崎市庄兵衛新田町など）には現在でも鰻料理店が

多い。また、食べてはすぐに寝て忘れて牛になってしまった小坊主の話「牛になった小坊主」はこの沼がモデルと言われ、その時の牛の尻尾が龍ヶ崎市の金龍寺に保管されているという。ちなみに牛になった小坊主はこの沼に入水自殺をはかり、以後「牛を食う沼」>「牛久沼」と名づけられたとも言われると紹介されています。

縁のある有名人として、小川芋銭、住井すゑ、関連項目には牛久城、牛久陣屋、オオクチバス等があります。

後期基本計画によれば、里山や牛久沼周辺の自然環境、史跡などを有機的に結びつけた散策路を整備し、河川や遊歩道と連携した水と緑のネットワークを形成しますとありますが、その進捗状況について聞きます。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 牛久市第3次総合計画後期基本計画では、第5章「いきいき・魅力あふれるまち」、第3節「個性と魅力あふれる商業の育成と地域経済を支える工業・観光の振興」の施策として、議員御指摘のように「里山や牛久沼周辺の自然資源、史跡などを有機的に結びつけた散策路を整備し、河川や遊歩道と連携した水と緑のネットワークを形成します」と策定しております。

牛久市ではこれまで、牛久沼水際線計画に準じた施設整備として、平成23年度には観光アヤメ園の拡張と散策路「牛久沼かっぱの小径」の整備を、平成25年度に観光アヤメ園のトイレの建てかえ等の整備を行ってまいりました。

かっぱの小径は、アヤメ園から続く遊歩道からは雲魚亭や河童の碑につながり、牛久沼のほとりの自然を楽しむ木道からは、その東側にある牛久城址へも周遊できるコースとなっております。

さらに、かっぱの小径沿いには、日本さくらの会並びに牛久荃崎ライオンズクラブ、そして多くの市民の皆様の御協力により、桜の植樹を行っており、既に散策路として毎日たくさんの人が訪れる稲荷川外堤の桜並木とあわせて、将来は牛久沼の春を彩る名所になると考えております。

また、新地町には、以前より喫茶店が、城中町にも最近、民家を改装した隠れ家風なカフェが営業しており、散策する人々の休憩場所も兼ねて地域の活性化にもつながっております。

現在、またかっぱ号は、刈谷城中ルートで、三日月橋生涯学習センターを折り返し地点として城中地内を運行しております。牛久駅からかっぱ号を活用しての牛久沼周辺の歴史・自然散策を楽しむコースとしても御利用が可能となっております。

今後も、城中地区の史跡等を活用した牛久沼沿いの水と緑のネットワークの整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 牛久沼の観光開発は、もちろん龍ヶ崎市を初め他の周辺自治体との協力なくしては不可能です。実務レベルでのすり合わせを含め、協力の枠組みづくりの進捗状況、計画などを伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 牛久沼周辺自治体との協力の枠組みづくりの進捗状況と計画についての御質問でございますが、昨日の柳井議員の一般質問でもお答えしたとおり、牛久沼の活用事業では、茨城県と牛久沼周辺5市が牛久沼水際線計画を策定し、実際にその計画に基づき整備されましたのは、龍ヶ崎市の牛久沼水辺公園のみとなっております。水際線計画の進捗がなかなか見られない中、龍ヶ崎市よりことし7月に、来月でございますけれども、つくば市、つくばみらい市、取手市、牛久市、河内町と龍ヶ崎市の6市町での首長会議を開催し、牛久沼活用についての協議を始めたいとの申し出がございました。

この会議において、さまざまな意見が出されることが予想される中で、どのような方向性が整い、さらに各自治体が施策としてどのように計画していくかを注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでございました。

午後4時21分延会